

# 新市 夢 未来 創造プラン

～新市建設計画～

平成 17 年 3 月

能代市ニツ井町合併協議会

平成 26 年 12 月変更 能代市

## 目 次

### 第1章 はじめに

- 1 計画作成の方針…………… 1
- 2 合併の必要性…………… 3
- 3 合併の効果…………… 5

### 第2章 新市の概況

- 1 位置と地勢…………… 7
- 2 面積…………… 8
- 3 人口・世帯等…………… 9
- 4 行政施設…………… 18

### 第3章 まちづくりの基本方針

- 1 新市まちづくりの方向性と将来像…………… 19
- 2 施策の体系…………… 22

### 第4章 新市の施策

- 1 主要施策…………… 23
- 2 行財政の効率化と地方分権への体制づくり…………… 49

### 第5章 新市における秋田県事業の推進…………… 51

### 第6章 公共的施設の適正配置と整備…………… 52

### 第7章 財政計画

- 1 歳入…………… 53
- 2 歳出…………… 54
- 3 歳入歳出の推移…………… 55

## 第1章 はじめに

古くから能代市と二ツ井町は、秋田杉の筏流しなど米代川を介在した生活圏・経済圏として深い繋がりを持ち今日に至っています。

しかし、人口の減少、少子高齢化社会の進展、急激に進む高度情報化など取り巻く環境は大きく変化するとともに、行財政改革、地方分権の推進など大きな転換期を迎えています。

このような状況のもと、時代の変化に対応した行政サービスを提供していくためには、行財政基盤の安定強化を図り、新たな時代にふさわしい「まちづくり」を進めていく必要があります。

このため、合併の効果を最大限に活かしながら、住民と行政との協働（パートナーシップ）を進め、魅力あふれる新市の創造をめざします。

### 1 計画作成の方針

#### (1) 計画の趣旨

この計画は、能代市、二ツ井町の合併後の新しいまちづくりの基本となるものであり、新市において描くこの地域をめざすすがた、まちづくりの基礎となる指針として、行財政改革の視点に立ちながら作成したものです。計画の実現により、2市町全体の発展と速やかな一体性の確保、そして、住民生活のより一層の向上を図り、夢のあるまちづくりをめざします。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、新市において作成する総合計画(基本構想、基本計画、実施計画)に委ねるものとします。

#### (2) 計画の構成

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第5条第1項の規定により、新市建設計画は、

- ① 新市建設の基本方針
- ② 新市建設の根幹となるべき事業
- ③ 公共的施設の統合整備
- ④ 新市の財政計画

を主な内容に、7章構成とします。

#### (3) 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から平成32年度までの15年間とします。

#### (4) 計画の作成にあたって

計画の作成にあたっては、特に次の点に留意し、作成します。

##### ① 新市建設の基本方針

新市建設計画の基本方針を定めるにあたっては、能代市、二ツ井町それぞれの総合計画を尊重しながら、将来を展望した長期的視野に立った合理的で健全な行財政運営に裏付けされた着実に推進できる計画とします。

##### ② 新市建設の根幹となるべき事業

新市建設の根幹となるべき事業については、その必要性、緊急性、有効性、地域性等を十分に検証したうえで選定します。また、県が主体的にかかわる支援事業については、積極的に県と協議・調整します。

なお、具体的な事業に関しては、ハード事業のみならず、適切なソフト事業の推進に配慮しながら、新市のまちづくりにおける主要な事業及び特徴的な事業のみを抽出して掲載します。

##### ③ 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、住民の生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域の特性やバランス、さらには受益者負担及び財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとします。

##### ④ 新市の財政計画

新市の財政計画については、新市建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望にたち、地方交付税、国・県補助金、合併特例債を含む地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、限られた財源の効率的な活用を図り、新市の財政が健全に保たれるよう作成するものとし、新市誕生後の財政運営の指針となるものとします。

## 2 合併の必要性

### (1) 地方分権への対応

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と対等・協力の新しい関係に立った地方公共団体は、自らの判断と責任のもとに地域の実情、住民の期待に沿った行政サービスを実施していく必要があります。国では、地方分権の実現に向けて、歳入・歳出両面にわたって地方への関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大するため、地方行財政制度の改革を進めています。

地方分権が進むと地域の独自性を出して生き残っていくために、地域間競争が激しくなります。また、住民の価値観の多様化、技術革新の進展などに伴い行政に求めるサービスも多様化、高度化してきています。このような時代には、行政において、企画立案能力を充実し、自ら政策立案をしていかなければなりません。併せて住民の期待に応えられる体制を確保するためにも、合併により市町の規模を拡大し、人材の確保を図ることが急務とされています。

### (2) 人口減少、少子高齢化への対応

過疎地域の問題としてとらえられてきた人口減少は、全国的な問題になってきており、秋田県は平成32年には100万人を割ると予想されています。<sup>※1</sup>

2市町合わせた人口は昭和60年の国勢調査では人口73,649人、平成12年には人口65,237人と15年間で8千人が減少しています。10年後の平成27年には人口が5万4千人程度になると推計されています。<sup>※2</sup>

また、秋田県は平成22年に高齢化率が全国で最も高くなり、平成27年には30%を超えると推計されています。2市町では昭和60年の国勢調査では高齢化率14%でしたが、平成12年では25%、5年後の平成22年には30%を超えると推計されています。<sup>※2</sup>

人口減少や少子高齢化の進行は、医療・福祉等の社会保障の増加や元気に働くことができる人口（生産年齢人口）が減っていくことを意味しています。長寿社会を支える生産年齢人口が減少すると、地域経済の活力低下や地域で働く人の財政負担の増大などの問題を引き起こします。また、行政の観点からは生産年齢人口の減少は納税者の減少ということになりますので、ひいては税の減収となり、一層困難な行財政運営を迫られることとなります。このため、若い世代を中心とした定住の促進、高齢者の活発な社会活動の促進、福祉・健康対策など快適にいきいきと暮らせる、質の高い行政サービスを行い、活力ある地域へ発展させることが急務になります。

《 出 典 》

※1 あきた21総合計画・基本構想「人口・経済の見通し」

※2 日本統計協会「市町村の将来人口」（平成14年3月発行）

### (3) 日常生活圏域の広域化

現在の多くの市町村は「昭和の大合併」により形成されましたが、当時の空間的距離、時間的距離の感覚は現在とはだいぶ異なっていました。半世紀近く経過した現在、携帯電話、インターネットなどの情報通信技術の発達や高速道路の整備などによる交通網の発達、特に自家用車の普及は、通勤・通学、買い物、通院等の日常生活圏や商域など経済圏の範囲を飛躍的に広め、現在の市町の行政区域を越えるものになっています。

### (4) 新しいまちづくり

市町村合併を推進するため、国・県では様々な特例措置や優遇措置で支援しています。これらの支援策を活用し、堅実な行財政基盤を保持して、住民要望に沿った新しいまちづくりを進める必要があります。

また、各市町村においては、これまでも財源が厳しいなか、独自の行政サービスを行ってきました。今後は、さらに厳しい財政状況が予想されることから、行政からの一方的な施策実施ではなく、地域の住民が主体的に考え、行政とともに話し合い、検討した上で、施策の実施とサービス提供について、これまでとは違う視点による新しいまちづくりの手法を考えていかなければなりません。

### (5) 財政基盤の強化

行政の財政事情は、国、県、市町村を問わず大変厳しい状況です。長期債務残高（起債残高）は、平成16年度末で740兆円程度、平成17年度末では774兆円程度と予測されています。これは、長引く経済活動の停滞による税収の落ち込み、高齢化の進行に伴う介護保険など福祉関連支出の増大などによる財源不足を補うために借入をしてきたことが原因であり、財政の弱体化、硬直化を招いています。また、国では地方分権の名のもと、「地方にできることは地方に」を基本理念に、補助金の縮減、交付税制度の見直し、税源の移譲といったいわゆる「三位一体の改革」を進め、仕事を地方に任せることにしています。これにより平成17年度、国の当初予算では、国庫補助負担金で1.8兆円の減、対して税源移譲等1.1兆円、地方単独事業（投資）で8.2%の減としており、自主財源に乏しく国の地方交付税等に依存しているこの地域は、ますます厳しい状況になっていきます。市町村では、行財政改革を進めていますが、現在の規模では、改革をするにも限界があります。このため、「究極の行財政改革」とも言われる市町村合併により、市町村の規模を大きくし、かつ効率化を図りながらコストダウンをして、質の高い行政サービスを提供するなど、地域間競争に生き残ることができる財政基盤の強化が急務となります。

### 3 合併の効果

#### (1) 地域のイメージアップ

能代市、二ツ井町には、恵まれた自然や文化など魅力ある資源があります。特に米代川は、互いの恵みによる結びつきと交流から歴史を融合させ、地域文化を高めてきました。さらに、能代港や近接する大館能代空港、現在整備が進められている日本海沿岸東北自動車道の完成により、人や物の交流の拠点となる要素を持ち合わせており、将来に向かって持続的に発展するまちづくりが可能と考えられます。

#### (2) 住民の利便性・快適性の向上

能代市、二ツ井町の合併により、公共施設を同じ新市の市民として利活用できるようになるほか、高齢者など交通弱者にとって重要な交通手段については、新市内の地域を結ぶ交通政策の展開に取り組むことで住民の利便性が向上します。

また、各種生涯学習講座やスポーツ教室なども新市の市民として参加できるため、新たな地域間の交流が進み、人やまちの活性化が期待できます。

さらに、合併により2市町間の境界がなくなることから、異なっていた道路の整備状況や除雪、水道施設の拡張などは一体的に実施できるので、市民生活環境が向上します。

#### (3) サービスの多様化・高度化・水準の向上

市町村合併により、管理部門（総務・企画）などの行政組織の効率化が図られるため、新たな政策展開や課題業務などに職員を適正に配置することができるようになります。また、職員の専門的能力（政策立案能力や事務処理能力）の向上と、レベルアップに取り組める機会が増大することから、行政水準、サービス水準の向上が図られ、住民ニーズによりきめ細かく対応することができるとともに、多様な個性ある行政施策の展開が可能になります。

#### (4) 市民の行政参画システムの確立

市町村合併は、新しいまちづくりのきっかけとなります。これからは、地域の特性を活かしたニーズに的確に応える効果の高い施策を、市民と行政がお互いに役割を分担し協働で進めていく必要があります。

市民が、行政と対等の立場に立ち主体的に自分たちの地域のことを考え、積極的に地域づくりや課題解決に取り組み、行政もそれに対してできる限りの支援と十分な説明をし、お互いの力を合わせて市民が納得できる形で地域づくりを進めることにより、地域が活性化していきます。

#### (5) 住民の声が反映される地域自治組織<sup>※3</sup>

市町村合併によって行政区域が拡大すると「住民の声が行政に反映されにくくなる」とか「周辺部が取り残されてさびれてしまうかもしれない」といった不安が生じます。このような不安を解消するために、地域自治組織を設置することができます。

地域自治組織には、地域審議会、地域自治区、合併特例区の組織がありますが、それぞれに特徴があり、市町村の状況に合った組織を設置することで効果的なまちづくりが可能となります。

地域自治組織は、市民の声を反映し、市民と共にまちづくりを考えながら、市民と行政の連携による協働活動の推進を図ることが可能になります。

地域自治組織<sup>※3</sup>：市町村内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的として、市町村の判断によって設置できる組織。

#### (6) 行財政の効率化・基盤強化

市町村合併は、究極の行財政改革とも言われています。これは、議員、市町村長など特別職の削減、職員の計画的削減、組織の再編、文化・スポーツ施設等の重複投資を避け、住民生活に直結した生活基盤の整備が可能になるなど、単独の市町村の行財政改革よりスケールメリットが大きく働くためです。

市町村合併により、マンパワーの厚みが増し、日常的業務を進める部門と政策立案に取り組む部門などに組織を再編し強化することができ、人材の幅広い活用が可能になります。

また、国は地方分権に対応できる市町村を育成するために合併を奨励しており、様々な支援策を用意しています。市町村合併により、一時的にかかる経費や組織再編など見直し等を図っていくために必要な経費などがありますが、これらの支援策を活用したり、新市建設の根幹となるべき事業については、その必要性、緊急性、有効性、地域性等を十分に検証したうえで実施するなど、健全な財政運営が保たれます。

## 第2章 新市の概況

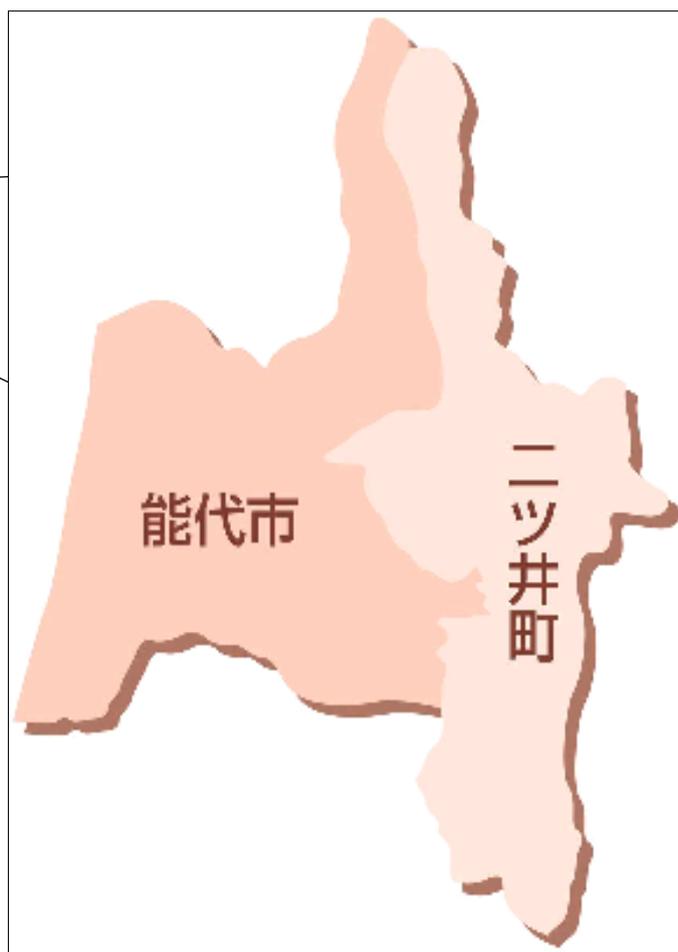
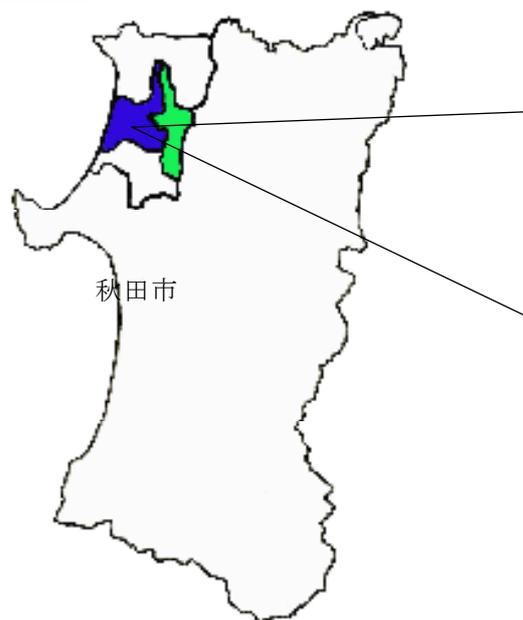
### 1 位置と地勢

2市町が合併して誕生する新市は秋田県北西部に位置し、東は鷹巣町・合川町※1、上小阿仁村、南は八竜町・山本町・琴丘町、西は日本海、北は峰浜村・藤里町に接しています。

東西が約30km、南北が約35kmで、東北地方を縦断する奥羽山脈に源を発する米代川がほぼ中央を東西に流れ、その下流部には能代平野が広がっており、そのほとんどが居住地と農地になっています。その両側は、広大な台地が広がり大部分が農地に活用されています。東南部は、房住山を主体になだらかな丘陵地となっています。西側は、日本海に沿って南北に砂丘が連なり、湖沼が点在しています。

気候は、四季の移り変わりが明瞭です。対馬暖流の影響により、年間の平均気温は10℃前後と温暖ですが、冬は低温で日本海側特有の北西の強い季節風が吹き、降雪日数は平均70日程度あります。

#### 秋田県



※1 平成17年3月22日に鷹巣町・合川町は、森吉町・阿仁町との合併により北秋田市となる予定です。

## 2 面積

新市の面積は、426.740k㎡になります。このうち約半分が山林と原野で占められていますが、田畑の農地も約20%と大きな構成比となっており、豊かな自然と農業地域という特徴を持っています。

面積 (単位：k㎡)

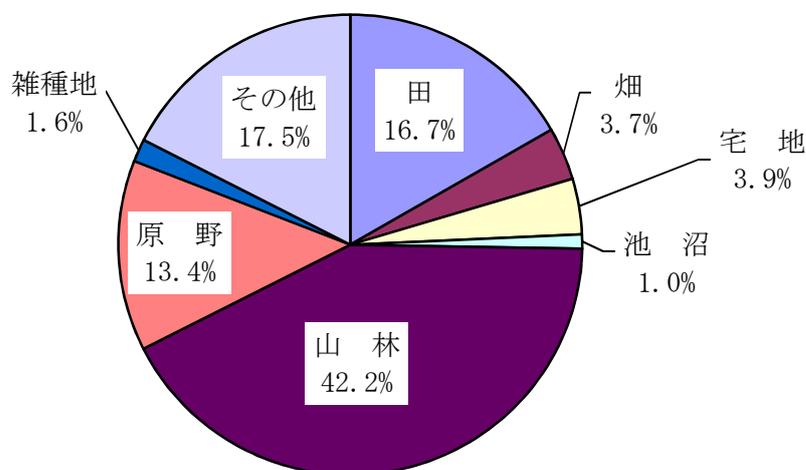
	能代市	二ツ井町	合計
面積	245.340	181.400	426.740

地目別面積

	能代市	二ツ井町	合計
田	55.594	15.704	71.298
畑	13.251	2.391	15.642
宅地	13.866	2.818	16.684
池沼	3.952	0.262	4.214
山林	46.106	134.063	180.169
原野	35.529	21.731	57.260
雑種地	5.362	1.552	6.914
その他	71.680	2.879	74.559

(各市町「固定資産の価格等の概要調書 平成16年1月1日現在」より)

新市の地目別構成比



### 3 人口・世帯等

#### (1)人口・世帯数・産業人口

##### ①人口の推移

2市町の総人口は、減少傾向にあります。年齢構成で見ると64歳以下の減少、65歳以上の増加が顕著であり、平成12年には65歳以上が25%以上を占め少子高齢化が進んでいます。

【全体】					(単位：%)	【参考】 住民基本台帳
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年		平成17年1月末
総人口(人)	73,649	69,516	67,816	65,237		64,998
0～14歳	19.8	17.2	14.7	12.9		11.8
15～64歳	66.5	65.8	64.3	61.7		60.0
65歳以上	13.7	17.0	21.0	25.4		28.2

(国勢調査より)

【内訳】					(単位：%)	【参考】 住民基本台帳
◎能代市						平成17年1月末
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年		平成17年1月末
総人口(人)	59,170	55,915	55,009	53,266		53,176
0～14歳	20.3	17.4	14.9	13.2		12.2
15～64歳	66.4	66.1	64.9	62.7		61.1
65歳以上	13.3	16.5	20.2	24.1		26.7

(国勢調査より)

◎二ツ井町					(単位：%)	【参考】 住民基本台帳
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年		平成17年1月末
総人口(人)	14,479	13,601	12,807	11,971		11,822
0～14歳	17.7	16.1	13.9	11.6		9.8
15～64歳	66.9	64.5	61.4	57.4		55.1
65歳以上	15.4	19.4	24.7	31.0		35.1

(国勢調査より)

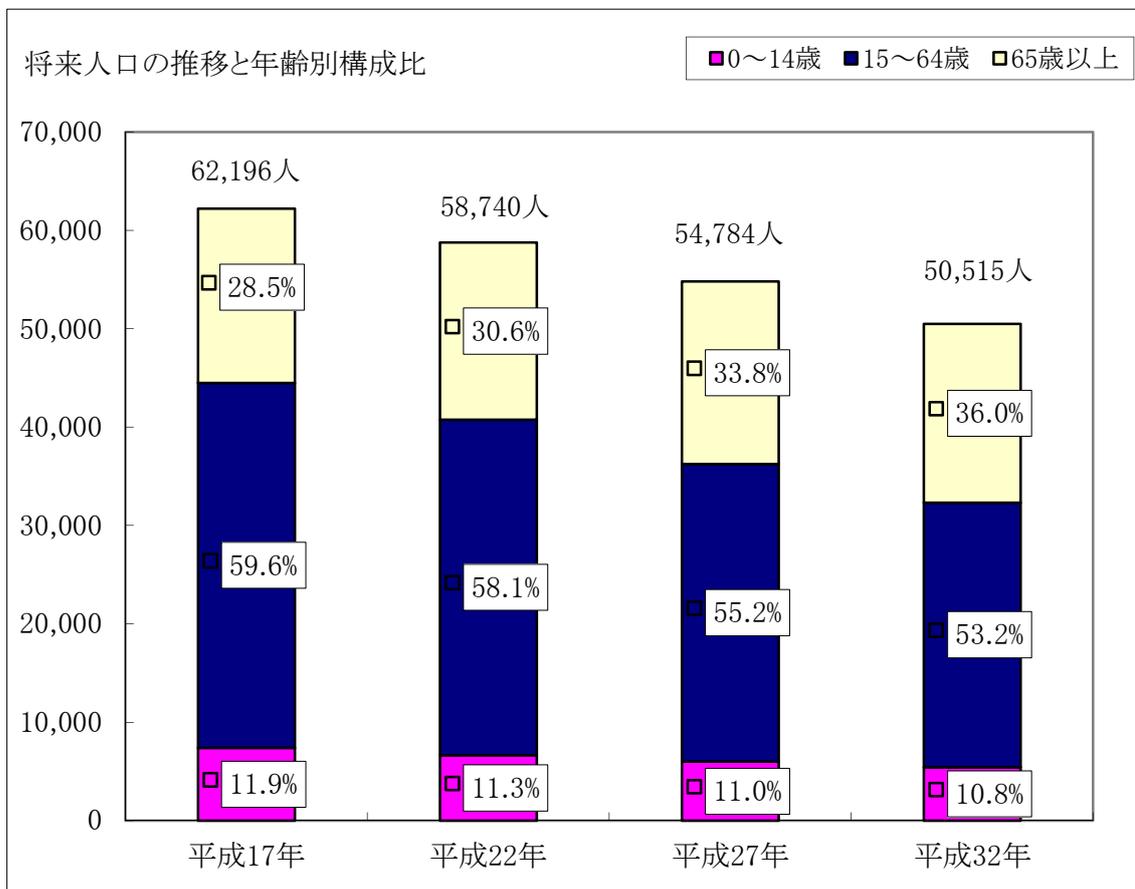
## ②将来人口の見通し

総人口は年々減少する見通しです。年齢構成では64歳以下の減少、65歳以上の増加で、平成22年には65歳以上が30%を超える見込みで、さらに高齢化が進みます。

(単位：%)

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口(人)	62,196	58,740	54,784	50,515
0～14歳	11.9	11.3	11.0	10.8
15～64歳	59.6	58.1	55.2	53.2
65歳以上	28.5	30.6	33.8	36.0

(平成14年3月発行：財団法人日本統計協会「市町村の将来人口」より)



### ③世帯数の推移

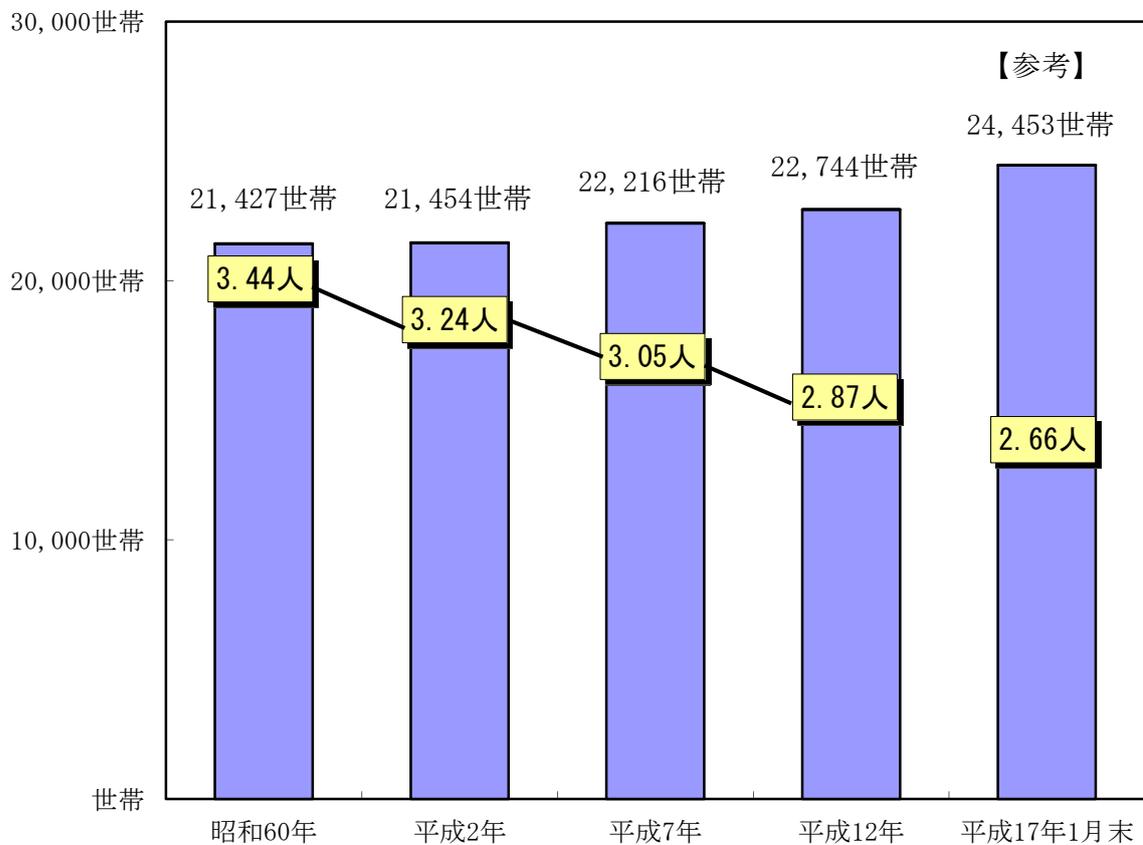
人口の推移とは対照的に、世帯数は増加しています。1世帯当たりの構成員数の減少が続いており、単身世帯の増加や核家族化が進行している状況です。

(単位：世帯)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	【参考】 住民基本台帳 平成17年1月末
世帯数	21,427	21,454	22,216	22,744	24,453
1世帯当たりの構成員数	3.44人	3.24人	3.05人	2.87人	2.66人

(「国勢調査」及び「国勢調査」より算出)

世帯数及び1世帯当たりの構成員数の推移



#### ④産業別人口の推移

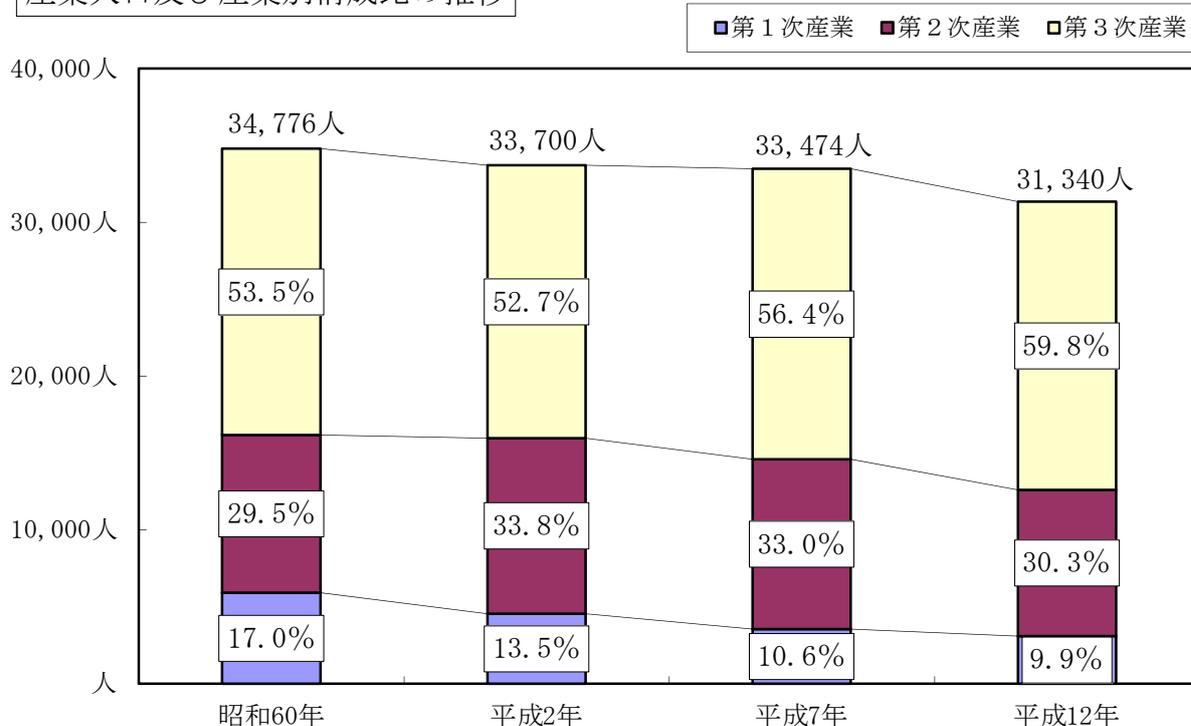
産業人口も人口の減少に合わせて減少しています。産業別で見ますと第1・第2次産業ともに減少傾向で、第3次産業は増加傾向となっています。この要因として、第1・第2次産業から第3次産業への就業移動が考えられ、この地域でも産業構造が変化しています。

(単位：人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
合 計	34,776	33,700	33,474	31,340
第1次産業 (農・林・漁業)	5,911	4,560	3,552	3,097
構成比	17.0%	13.5%	10.6%	9.9%
第2次産業 (鉱・建設・製造業)	10,256	11,401	11,045	9,492
構成比	29.5%	33.8%	33.0%	30.3%
第3次産業 (商・サービス業他)	18,609	17,739	18,877	18,751
構成比	53.5%	52.7%	56.4%	59.8%

(国勢調査より)

産業人口及び産業別構成比の推移



## (2)人口動態

各年度とも死亡数が出生数を上回っている状況です。また、転出も転入を上回っており、若者の人口流出が主な原因と考えられます。

### 人口動態の推移

(単位：人)

	自然動態			社会動態			年間増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 11 年度	449	770	△ 321	1,936	2,251	△ 315	△ 636
平成 12 年度	447	700	△ 253	1,911	2,078	△ 167	△ 420
平成 13 年度	474	730	△ 256	1,820	2,171	△ 351	△ 607
平成 14 年度	461	752	△ 291	1,889	2,062	△ 173	△ 464
平成 15 年度	458	710	△ 252	1,858	2,034	△ 176	△ 428

### 市町別内訳

			能代市	二ツ井町
平成 11 年度	自然 動態	出生	404	45
		死亡	606	164
		増減	△ 202	△ 119
	社会 動態	転入	1,679	257
		転出	1,915	336
		増減	△ 236	△ 79
年間増減		△ 438	△ 198	
平成 12 年度	自然 動態	出生	392	55
		死亡	541	159
		増減	△ 149	△ 104
	社会 動態	転入	1,691	220
		転出	1,764	314
		増減	△ 73	△ 94
年間増減		△ 222	△ 198	
平成 13 年度	自然 動態	出生	404	70
		死亡	570	160
		増減	△ 166	△ 90
	社会 動態	転入	1,579	241
		転出	1,883	288
		増減	△ 304	△ 47
年間増減		△ 470	△ 137	
平成 14 年度	自然 動態	出生	399	62
		死亡	590	162
		増減	△ 191	△ 100
	社会 動態	転入	1,641	248
		転出	1,758	304
		増減	△ 117	△ 56
年間増減		△ 308	△ 156	
平成 15 年度	自然 動態	出生	399	59
		死亡	561	149
		増減	△ 162	△ 90
	社会 動態	転入	1,600	258
		転出	1,737	297
		増減	△ 137	△ 39
年間増減		△ 299	△ 129	

(各市町「住民基本台帳」より)

### (3) 就業・通学の状況

#### ① 就業の状況

2市町の就業者は31,365人で、そのうち、2市町内での就業者は90%を占めています。2市町外への就業者は9%程度で、ほとんどが県内の就業となっています。

15歳以上就業者

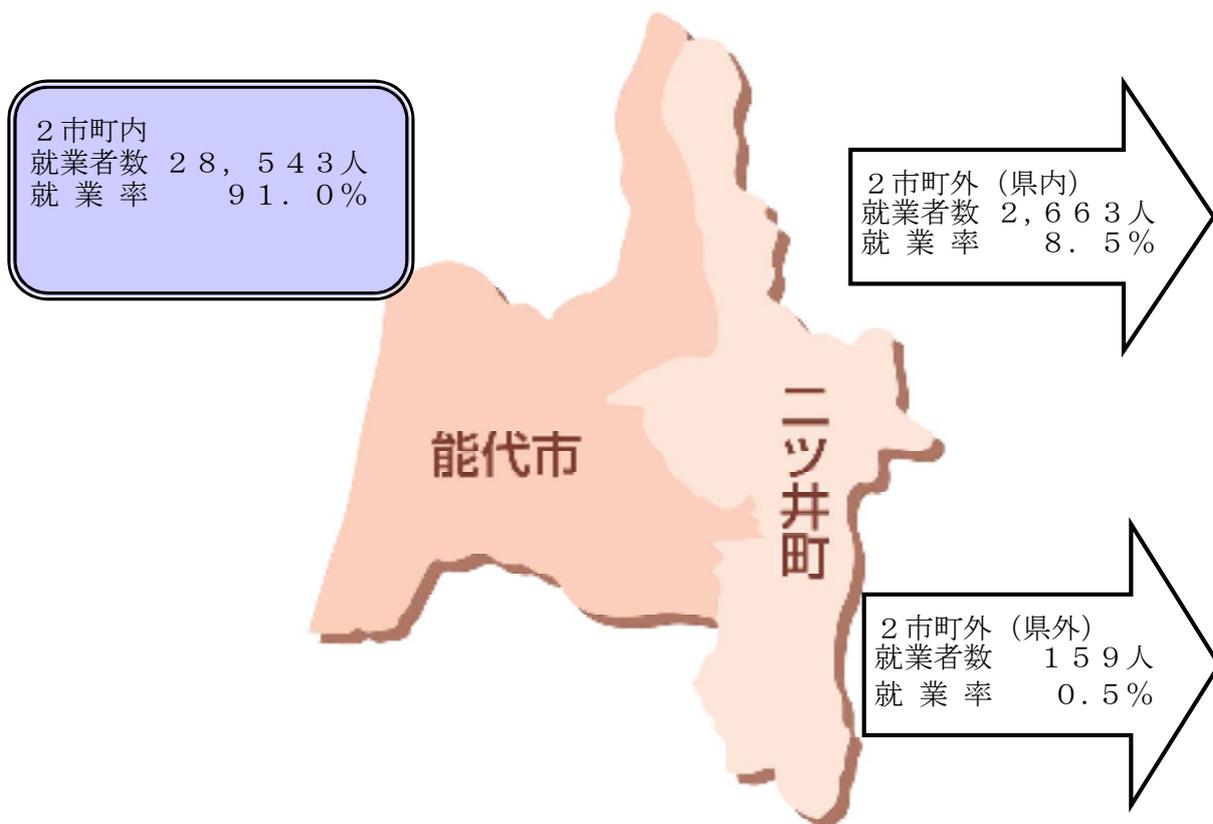
(単位：人)

	能代市	二ツ井町	合計
就業者	25,662	5,703	31,365

就業先の内訳

居住地	就 業 先			
	2市町内		2市町外	
	能代市	二ツ井町	県内	県外
能代市	23,169	335	2,033	125
二ツ井町	889	4,150	630	34
合計	24,058	4,485	2,663	159

(平成12年国勢調査より)



## ②通学の状況

2市町の通学者は2,942人で、そのうち2市町での通学者は約92%です。2市町外への通学者は246人で、ほとんどが県内の通学となっており、就業者と同様の傾向にあります。

### 15歳以上通学者数

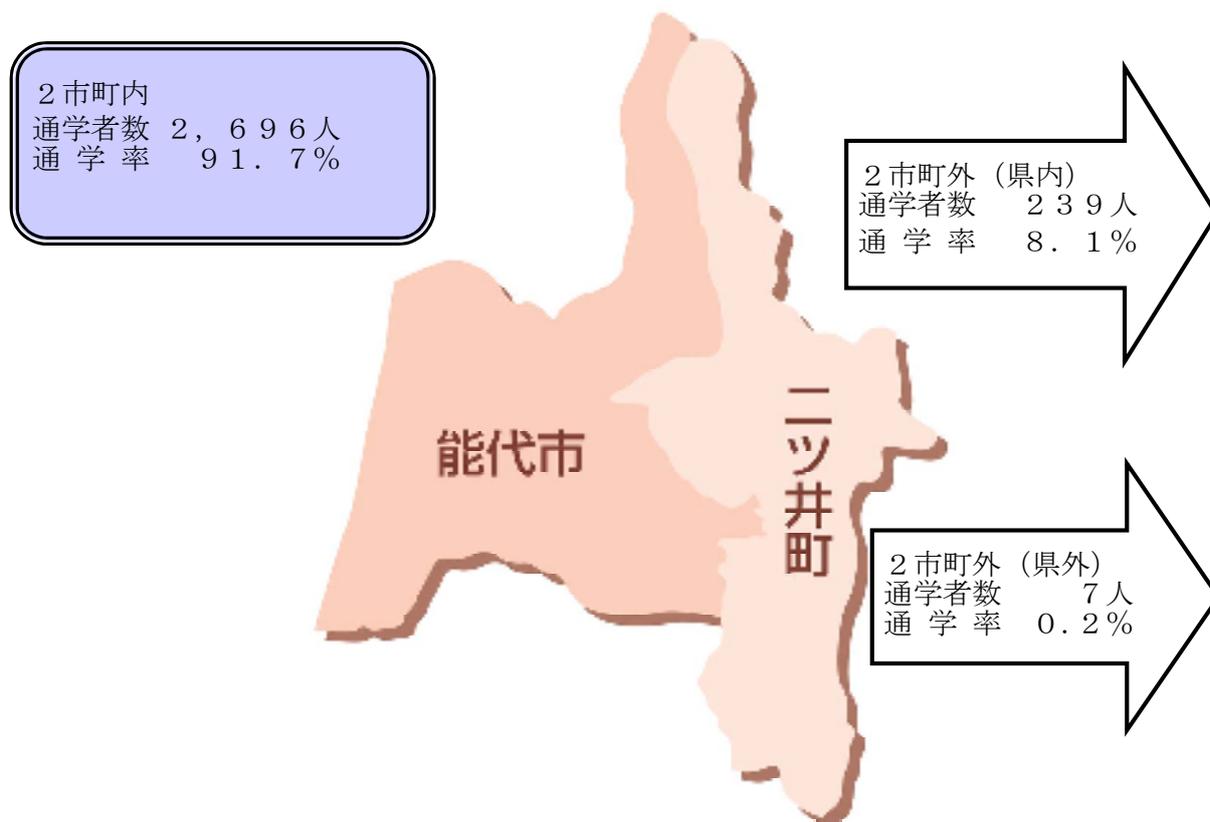
(単位：人)

	能代市	二ツ井町	合計
通学者	2,436	506	2,942

### 通学先の内訳

居住地	通 学 先			
	2市町内		2市町外	
	能代市	二ツ井町	県内	県外
能代市	2,264	17	149	6
二ツ井町	222	193	90	1
合 計	2,486	210	239	7

(平成12年国勢調査より)



#### (4) 消費購買の動向

##### ① 最寄品

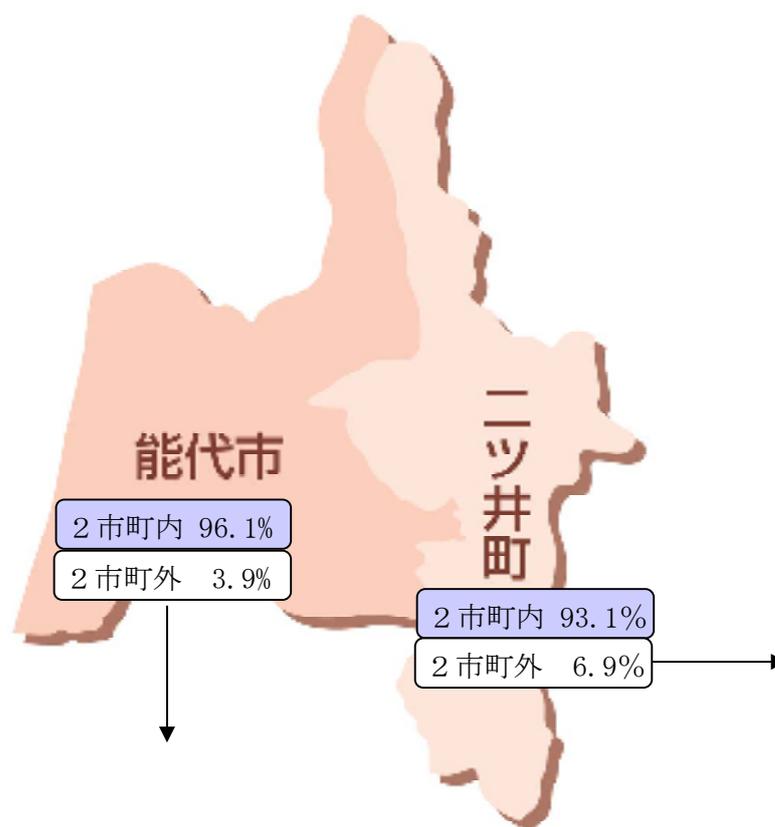
最寄品は2市町内での購買がほとんどとなっています。2市町外への購買は秋田市や大館市方面が多い状況です。その要因として、地理的に近く、大型店や商店数が多いことが考えられます。

◆ 生鮮食品／その他の食料品／日用雑貨品／下着肌着の4品目

(単位：%)

居住地	買 物 先				
	2市町内		秋田市 方 面	大館市 方 面	その他市町村
	能代市	二ツ井町			
能代市	95.7	0.4	2.1	0.1	1.7
二ツ井町	40.8	52.3	1.3	1.8	3.8

(平成16年度消費購買動向調査より)



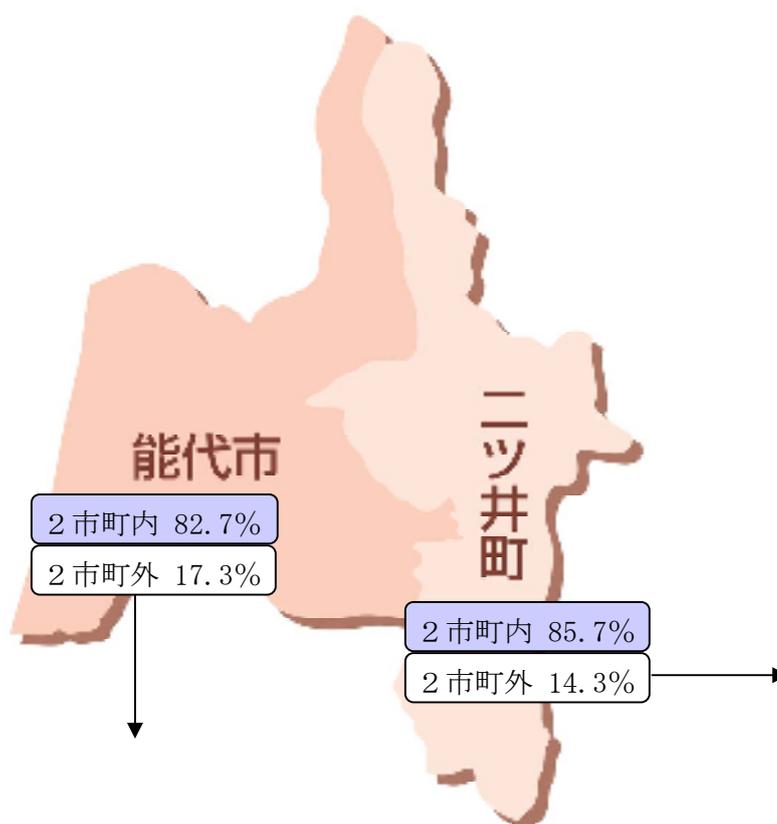
## ②買回品

買回品も2市町内での購買がほとんどとなっています。2市町外への購買で秋田市方面が多く、全体的に最寄品より高い購買率となっています。

◆電気器具／家具・インテリア／薬・化粧品／書籍・文具／玩具／洋品／洋服／寝具／高級衣料靴・履き物／時計・メガネ・カメラ／かばん・袋物／贈答品の13品目 (単位：%)

居住地	買 物 先				
	2市町内		秋田市 方 面	大館市 方 面	その他市町村
	能代市	二ツ井町			
能代市	82.6	0.1	13.2	0.6	3.5
二ツ井町	56.4	29.3	5.6	4.2	4.5

(平成16年度消費購買動向調査より)



## 4 行政施設

平成16年3月末現在

		合計	能代市	二ツ井町
庁舎	本所	2	1	1
	支所(出張所含む)	7	6	1
消防 防災	消防署	( 2 )	( 1 )	( 1 )
	消防分署(出張所含む)	( 3 )	( 3 )	
環境	浄水場	2	2	
	汚水処理場	2	2	
	斎場	1	1	
	一般廃棄物処理施設	0		
	リサイクルセンター	1	1	
	一般廃棄物最終処分場	2	1	1
	し尿処理施設	( 1 )	( 1 )	
保医 健康	保健センター	1	1	
	病(医)院・診療所	4	3	1
社会 福祉	老人憩いの家	3	1	2
	養護老人ホーム	1	1	
	特別養護老人ホーム	( 2 )	( 2 )	
	老人保養センター	( 1 )		( 1 )
	老人サービスセンター	3	2	1
	老人福祉センター	1		1
	公営住宅(戸数)	853	757	96
	勤労青少年ホーム	1	1	
	働く婦人の家	1	1	
	母子生活支援施設	1	1	
	保育所(園)	20	12	8
児童館	1		1	
学校 教育	幼稚園	0		
	小学校	20	13	7
	中学校	7	6	1
	高等学校	1	1	
	共同調理場(給食センター)	6	5	1
社会 教育	市民会館・公会堂	3	1	2
	公民館	19	8	11
	集会・研修・交流施設	139	85	54
	図書館	1	1	
	博物館・美術館・資料館	1		1
スレ クポ リエ ーシ ョン ・ン	野球場(面)	9	8	1
	体育館・屋内運動場	6	4	2
	陸上競技場	1	1	
	スキー場	1		1
	プール	2	2	
	青少年の家	0		
	温泉保養施設(三セク除く)	0		
公園・農村公園等	31	28	3	

・ ( ) 内数字は一部事務組合運営等

(各市町及び一部事務組合より)

## 第3章 まちづくりの基本方針

### 1 新市まちづくりの方向性と将来像

#### (1) まちづくりの方向性

私たちをとりまく環境は、長年にわたる消費経済型社会により、環境に大きな影響を与え、警鐘が発せられています。自然豊かな、良質な環境を将来にわたって維持していくための持続可能な社会づくりに取り組むことが求められており、環境に配慮した施策を速やかに推進することが重要です。

まちづくりを支える市民の定住を図るには、雇用の拡大を誘引する産業基盤のたくましさが要求され、地域の特性や資源の活用と相まって、市場の動向などを踏まえながら官・民が共同した取り組みが必要とされています。

新市のまちづくりにおいては、お互いの歴史や伝統・文化を重んじ、将来にわたって市民が誇りを持ち、誰もが健康で生きがいを実感できることが重要です。

市民が安心して住めるまちづくりを進めていくためには、市民自らが主体となり、まちづくりに取り組むことが不可欠であり、互いに新市の魅力づくりに努めながら、夢を実現できる輝く未来を創造していく必要があります。

能代市、二ツ井町がこれまで進めてきたまちづくりの方向性、さらにはこの地域を取り巻く時代の流れや抱える課題などを踏まえ、もっとも基本となる考え方として、次の「まちづくりの方向性」を示します。

#### 日本の環境首都<sup>\*1</sup>をめざし、自然と共生するまちをつくります

米代川や日本海、白神山地、天然秋田杉などの恵まれた自然環境を未来に継承し、市民が安らぎのある生活を実感していくため、人と環境にやさしい施策の推進や循環型社会の構築が必要です。環境への負荷を軽減する仕組みとして、市民、行政、企業が実施できる環境管理システムをつくり、その浸透をはかるとともに、環境関連産業の立地に努めます。

積極的に環境のまちづくりを進め、将来の子どもたちへと受け継がれていく自然と共生し、合併10年後には日本の「環境首都」となるよう取り組みます。

環境首都<sup>\*1</sup>…環境先進国ドイツでNGO「ドイツ環境支援協会」が主催するコンテストにおいて、環境保全に関して特に優れた取り組みをしている自治体に与えられる称号。日本版のコンテストもあり、地球温暖化防止と住民参画の2部門で評価され、総合1位かつ総合点が満点の70%以上など高い基準をクリアすることが必要。

## **海、川、山をいかしたダイナミックな産業のまちをつくります**

能代市、二ツ井町は、米代川流域における地域の連携を強めつつ、農業や木材産業を基軸に、広く産業を支え、発展してきました。

環境を重視する時代の流れは、農・林など第1次産業に新たな光をあてようとしており、新市の主産業として、これらの蓄積や地域特性を活かした取り組み、新たな展開が求められています。自然環境を重視した循環型農業や環境関連産業の振興を図ります。産業の振興は、雇用の拡大と定住への大きな課題であり、新市の発展に欠くことのできない要素として積極的に取り組みます。

自然・食・人などの特色ある地域資源を活かした観光に組み込み、交流の拡大による魅力的な地域づくりを進めます。

また、日本海沿岸東北自動車道の整備促進と、これに対するアクセス網の強化を図りながら、能代港と大館能代空港による立体的な交通環境を活かし、対外貿易の推進を展望し、県内外との交流・物流拠点をめざします。

## **いつまでも健やかに生きがいを持てるまちをつくります**

出生数の減少や医学の進歩などにより、全国的に少子高齢化が進んでいます。この地域においても少子高齢化が進行しており、子ども同士のふれあいの減少や社会保障負担の増大など様々な影響を及ぼすことが懸念されます。市民がいつまでも健やかに暮らせるように、健康づくり施策の推進に努めるとともに、地域の財産である子どもを安心して生み育てやすいまちづくり、高齢者が生きがいを持って、生涯現役で暮らせるまちづくりを推進します。

## **市民が主役で自らの力で歩みつづけるまちをつくります**

新しい地域、暮らしやすい地域を創造していくには、市民と行政がともに考え、ともに行動する協働が必要となります。協働によるまちづくりを進めるためには、市民と行政の信頼関係の構築が不可欠です。

新市では市民との対話をより一層重視し、市民と行政が真剣に語り合う中で信頼関係を築き、ともに力を合わせて課題解決に取り組める体制の整備を図ります。

また、市民が主体となったまちづくり活動やそれらに積極的に取り組む市民団体の育成を促進し、市民が納得できるまちづくりを進めます。

## **時代に対応した行財政基盤の強いまちをつくります**

地域と市民に最も身近な行政は、柔軟性に富みながらも、安定と発展への進むべき方向性を見据えて、適切な政策立案、決断、実行が求められます。

地域の実情に適した市民サービスを提供するとともに、本格化する地方分権に対

応できる、自立した自治体の構築をめざし、固定観念にとらわれることなく、行政全般にわたる抜本的な改革を進めます。限られた財源のなかで最大限の効果を発揮できるよう、職員の削減をはじめとする行財政のスリム化を行い、投資効果に配慮した、効率性、透明性の高い行財政運営を進めるとともに、自己責任・自己決定の意識浸透をはかり、多様化する市民サービスの課題や需要に適時・的確に対応できる柔軟な組織体制の確立を図ります。

## (2) 将来像

新市が恵まれた自然環境と共生し、地域資源を活かしながら人と自然にやさしい環境のまちづくりを進めていくために、5つのまちづくりの方向性を踏まえて、次のように将来像を定めます。

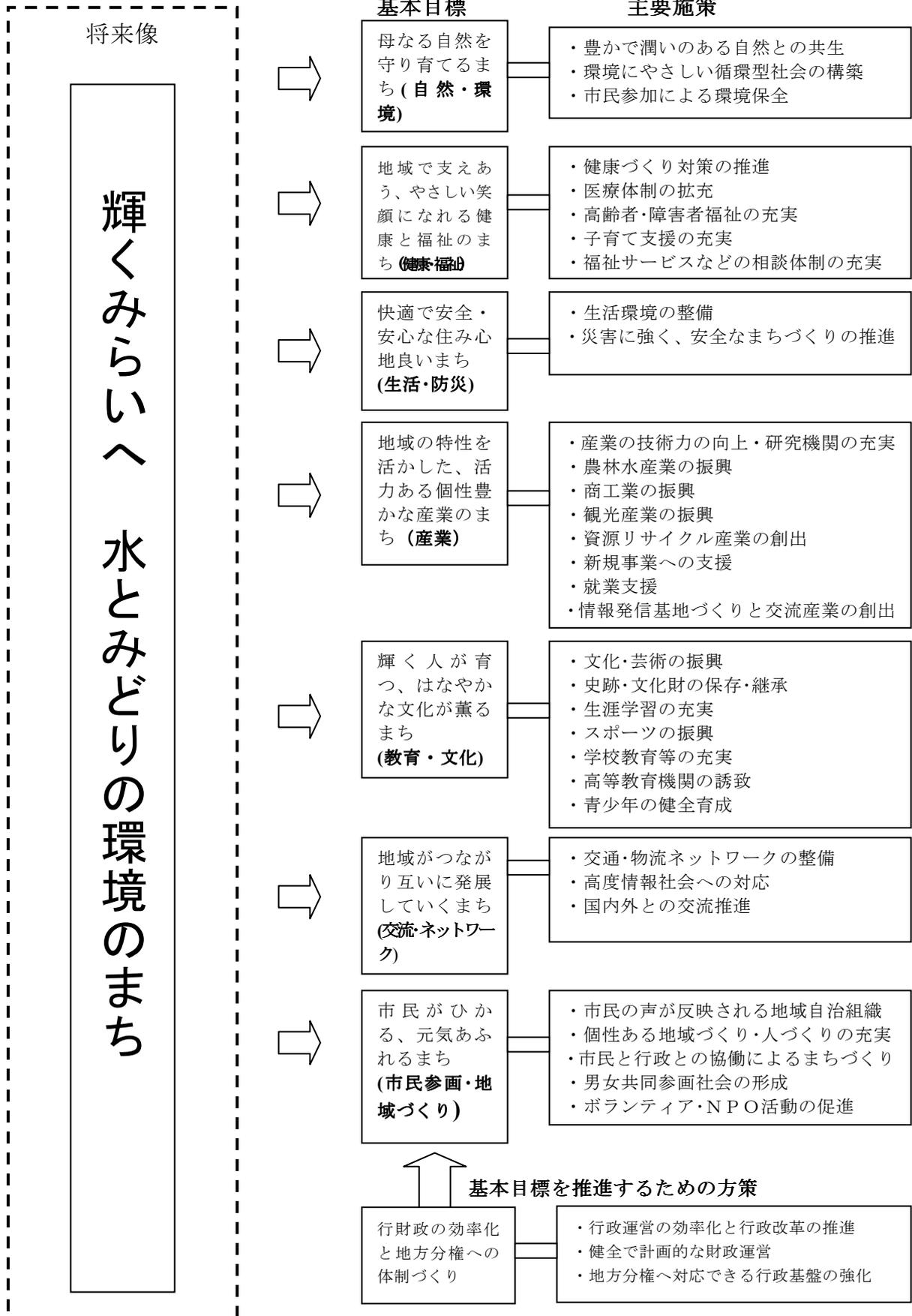
### 【将来像】

資源と潤いの日本海や米代川…青く澄んだ水…  
豊かな森林と広大な田園風景…みどりのダム…  
「環白神」観光ネットワークづくり  
自然環境を資源とした特色ある産業の振興  
北の大地に輝く市民の笑顔

このまちに住む私たちは、恵まれた自然環境と共生しています  
私たちにはこの貴重な自然環境を次代へ残す責任があります  
このまちで暮らす人がいつまでも健やかさと生きがいを持てる  
環境のまちを創造していきます

『輝くみらいへ 水とみどりの環境のまち』

## 2 施策の体系

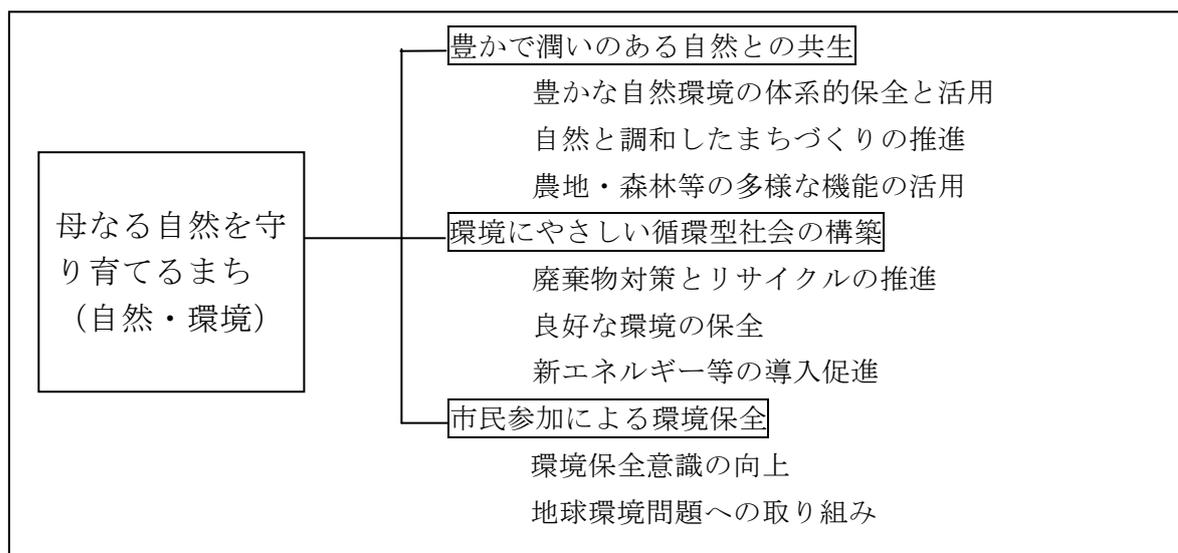


## 第4章 新市の施策

### 1 主要施策

新市まちづくりの将来像を実現するために、7つの基本目標とその主要施策を掲げます。

#### 1 母なる自然を守り育てるまち



#### 1. 豊かで潤いのある自然との共生

##### ① 豊かな自然環境の体系的保全と活用

新市は、悠久の流れ米代川、その清らかな水を受けて大きく広がる日本海、香りよい天然秋田杉など豊かな自然環境を守り、永く維持していくため、関係機関と連携して一体的な保全活動を推進します。

また、恵まれた自然環境に負荷をかけない環境施策を強く推進し、食品や医療、バイオ産業の研究所や企業の立地を積極的に進めます。

さらに、近年の人々の自然志向に 대응するため、環境学習や自然とのふれあいの場づくりを進めるとともに、エコ・ツーリズム<sup>※1</sup>、グリーン・ツーリズム<sup>※2</sup>等の取り組みを促進します。

※1 エコ・ツーリズム：自然体系や植物の生態系、または地域独自の文化の観察や体験を目的とした旅行形態。

※2 グリーン・ツーリズム：都会にはないゆとりと安らぎを求めて農山村にゆっくりと滞在して余暇を過ごそうという旅行形態。

## ② 自然と調和したまちづくりの推進

日常生活において、市民が自然の安らぎや潤いを実感できるよう、海岸や河川などの水辺空間の整備や、松林、公園、並木などのまちなみ空間の整備を推進します。

## ③ 農地・森林等の多様な機能の活用

先人が守り育ててきた農地や森林は、国土や自然環境の保全、水資源のかん養など、多様な機能を有しているほか、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止に果たす役割が重要視されています。

緑が持つ多様な機能を発揮できるよう、農山村環境の保全と遊休農地の活用、長期的視野に立った森林の総合的整備等を進めます。

## 2. 環境にやさしい循環型社会の構築

### ① 廃棄物対策とリサイクルの推進

環境への負荷が少ない、循環を基調とした持続可能な社会をめざし、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の「3R<sup>※3</sup>」と適正処理に関する普及啓発活動や、住民参加型の地域活動を展開するとともに、リサイクル施設の整備や新しい環境関連産業<sup>※4</sup>の促進を図ります。

### ② 良好な環境の保全

市民の環境保全に関する意識の高揚を図るとともに、環境に配慮した公共事業の推進、大気や水質などへの監視体制の強化を図り、環境保全と公害の未然防止に努めます。

また、動植物の生態系調査・研究のための、生物資源研究機関の設立支援や誘致に努めます。

※3 3R：廃棄物処理対策のキーワードである。Reduce（リデュース＝ごみを出さない）Reuse（リユース＝ごみを再使用する）Recycle（リサイクル＝ごみを再利用する）の頭文字をとって3Rといいます。

※4 環境関連産業：環境に負担が少ない製品・サービスや、環境保全技術などを提唱するビジネス全般のこと。公害防止、廃棄物処理、リサイクル、再生可能エネルギー利用などにかかわる技術・製品・サービスなど多様な業種を含みます。

### ③ 新エネルギー導入等の促進

地球温暖化などの環境問題が深刻化しており、温室効果ガス<sup>※5</sup>の排出削減などの取り組みを推進するとともに、新市の地域特性を生かした風力、太陽光、バイオマス<sup>※6</sup>などの新エネルギーの導入を積極的に取り組みます。

## 3. 市民参加による環境保全

### ① 環境保全意識の向上

市民、団体、企業、行政が環境保全活動のための連携を図り、市民が率先して環境活動を展開する気運を醸成します。

また、環境教育やクリーンアップなどの取り組みを推進するとともに、環境ボランティア活動などへの支援を行います。

### ② 地球環境問題への取り組み

市民、団体、企業、行政がそれぞれ省資源、省エネルギーの取り組みを推進することにより、地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素の排出削減を図るとともに、二酸化炭素の吸収・固定に大きな役割を果たす森林づくりを推進します。

また、温室効果ガスのひとつである代替フロン類<sup>※7</sup>の回収を促進するなど、地球温暖化防止対策を進めます。

※5 温室効果ガス：地球をとりかこみ温室のガラスのような効果をもつガスで、二酸化炭素、一酸化二窒素、フロンなど。問題となっているのは人間の活動にともなう二酸化炭素の放出です。

※6 バイオマス：森林資源から得られる薪や木炭などの固体燃料のほか、家畜の排せつ物などのメタン発酵から得られる気体燃料等。

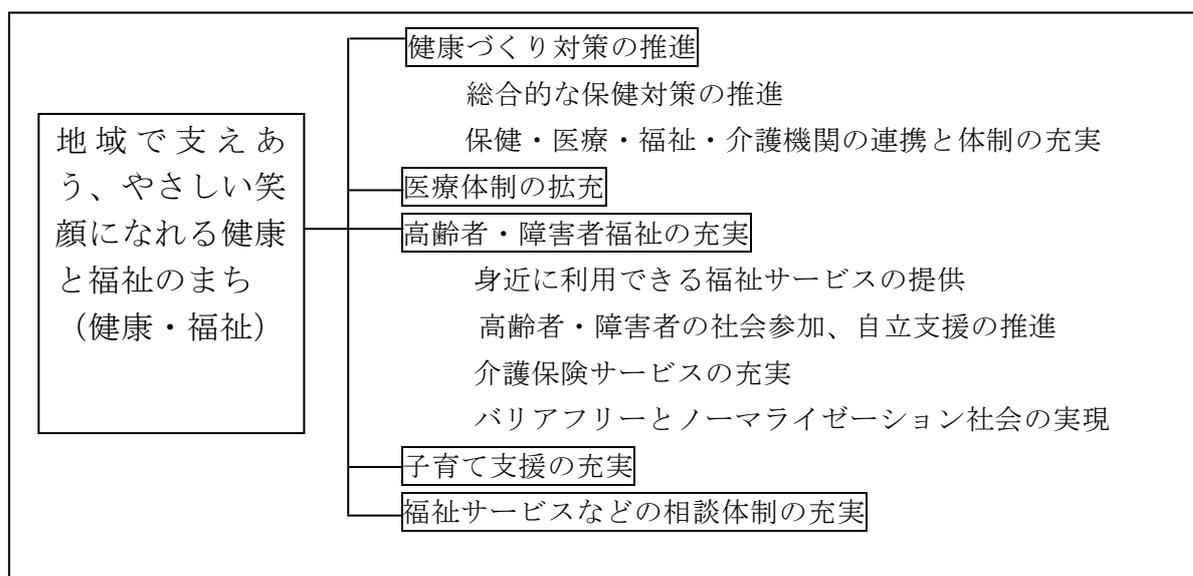
※7 代替フロン類：塩素とフッ素を含む炭化水素化合物をフロンといい、そのうち塩素を含むフロンを特定フロンとよび、成層圏を破壊する物質としてモントリオール議定書（1987年採択、1989年発効）によって製造・使用が禁止されました。現在使用されている代替フロンは、オゾン層を破壊する特性はありませんが、温室効果ガスとしての効果は非常に大きく、EUでは25%の削減目標が立てられました。

## 【施策実現のための方策】

### 1. 母なる自然を守り育てるまち

- 優れた自然環境の保全・活用
- 保全活動と環境学習を主体的に行う団体等設置の支援
- 既存の自然環境保全団体・ボランティア等との連携・支援
- 生物資源研究機関の設立及び誘致の促進
- 環境学習事業の推進
- 自然に親しむイベントや交流体験等の開催
- 森林の保全・管理体制の強化
- 松くい虫対策の強化
- 廃棄物のリサイクル事業の推進
- 環境関連産業の促進
- 環境基本計画等の策定
- 環境調査の実施と環境保全対策の強化
- 新エネルギー導入の促進
- 環境保全活動の推進
- 地球温暖化防止対策活動の推進
- 自然環境体験施設の整備
- リサイクル施設の整備
- 新エネルギー導入施設の整備

## 2 地域で支えあう、やさしい笑顔になれる健康と福祉のまち



### 1. 健康づくり対策の推進

#### ① 総合的な保健対策の推進

市民がいつまでも健康で暮らせるよう、食事や運動、休養、喫煙・飲酒対策など生活習慣病の一次予防を中心とした健康づくり対策のほか、感染症対策や歯科保健対策を推進します。

また、個人の力とあわせて家庭、学校、職場、地域、関係機関等が連携・協力して、心の健康づくりなどの取り組みも強化し、市民一人ひとりの心身の健康づくりを支援する環境を整備します。

#### ② 保健・医療・福祉・介護機関の連携と体制の充実

すべての市民が健康で快適な生活を送るために、保健・医療・福祉・介護の各分野の施策や体制の充実と連携の強化を図ります。

また、健康づくりへの意識啓発や指導のほか、各種健診の充実や疾病の早期発見への取り組みなどを推進します。

### 2. 医療体制の拡充

いつでも適切な医療が受けられるように、診療施設等の整備、医師などの人材確保に努めるとともに、高度医療体制の整備促進、救急医療体制や高度医療機関への移送サービスなどの拡充を図り、地域医療体制の充実に努めます。

### 3. 高齢者・障害者福祉の充実

#### ① 身近に利用できる福祉サービスの提供

高齢者や障害者が安心して暮らせるよう、一人ひとりの状況に応じて気軽に利用できる保健福祉サービスを展開するとともに、関係機関連携のもと、住民、ボランティア、NPO<sup>※8</sup>などの参加による福祉コミュニティづくりを図り、人々が共に支え合う社会を促進します。

#### ② 高齢者・障害者の社会参加、自立支援の推進

高齢者がはつらつとした生活を送れるよう、高齢者の知識・経験を社会に生かせるシステムづくりを推進するほか、障害者が地域社会で自立できるように保健指導や生活支援の充実を図るとともに、生活訓練施設やグループホーム<sup>※9</sup>等の自立支援体制の確立に努めます。

また、ユニバーサルデザイン<sup>※10</sup>対応の高齢者・障害者住宅対策等を充実させるとともに、働く意欲のある高齢者や障害者の就労機会の確保や提供に努め、市民全てがいきいきと活躍できる社会の構築をめざします。

#### ③ 介護保険サービス・介護予防事業の充実

介護保険制度を円滑に運営するため、保健・福祉・医療の各機関が連携し、サービス提供体制の効率化を図りながら、高齢者一人ひとりの状況に応じた在宅介護や施設介護サービスの充実に努めます。

また、高齢者ができるかぎり介護状態になるのを防ぐため、介護予防事業<sup>※11</sup>を積極的に展開します。

さらに、介護サービスを担う人材の育成・確保とサービスの質的向上の促進を図ります。

※8 NPO：〔nonprofit organization〕民間非営利活動団体。医療、福祉や環境保全、地域おこしなど様々な分野で営利を目的としない市民の自発的な意志による活動団体。なお、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、一定の条件を満たすとして認証された法人格を取得した民間非営利活動団体をNPO法人という。

※9 グループホーム：地域社会の中にある住宅に、高齢者や障害者などが数人で共同生活し、同居または近隣に居住している世話人により、食事の提供や日常生活の援助が行われている形態。

※10 ユニバーサルデザイン：はじめから誰もが利用しやすいデザインとすること。段差のない構造やスロープなど。

※11 介護予防事業：高齢者が寝たきりなどの要介護状態になったり、要介護状態がさらに悪化したりすることがないように講ずる施策や事業。

#### ④ バリアフリーとノーマライゼーション社会の実現

すべての市民が安全で快適な生活を営むために、バリアフリー<sup>※12</sup>やノーマライゼーション<sup>※13</sup>などの理念を広く浸透させ、高齢者や障害者等が社会参加しやすいまちづくりを進めます。

#### 4. 子育て支援の充実

少子化や核家族化が進むなかで、結婚や子育てに喜びや夢を持ち、安心して子どもを生み育てることができる環境を整えるため、「次世代育成支援対策推進計画」<sup>※14</sup>に基づき、地域の子育て支援ボランティアや保育所・幼稚園との連携・協力による相談体制づくり、保育や教育に要する経済的負担の軽減を図るなど、地域の子育てサポート体制の充実に努めます。

また、子育てと仕事の両立を支援するため、利用しやすい保育サービスの提供や子育てに対する企業への協力を求めて職場環境の改善を促進するなど、社会全体で子育てをサポートする取り組みを推進します。

さらに、多様な子育てニーズに対応するため、保健・医療・福祉・教育が一体となり、男女共同参画などを含めた総合的な子育て支援体制を推進します。

#### 5. 福祉サービスなどの相談体制の充実

すべての市民が安心して生活できるよう、多様な福祉サービスや介護・医療などに関する相談体制を充実するとともに、要援護者の自立した生活を支援する体制の充実に努めます。

※12 バリアフリー：障害者や高齢者の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）をなくすこと。

※13 ノーマライゼーション：障害者や高齢者が、社会の中で普通の生活を送り、みんなが共に生きる社会こそ通常の社会であるという考え。

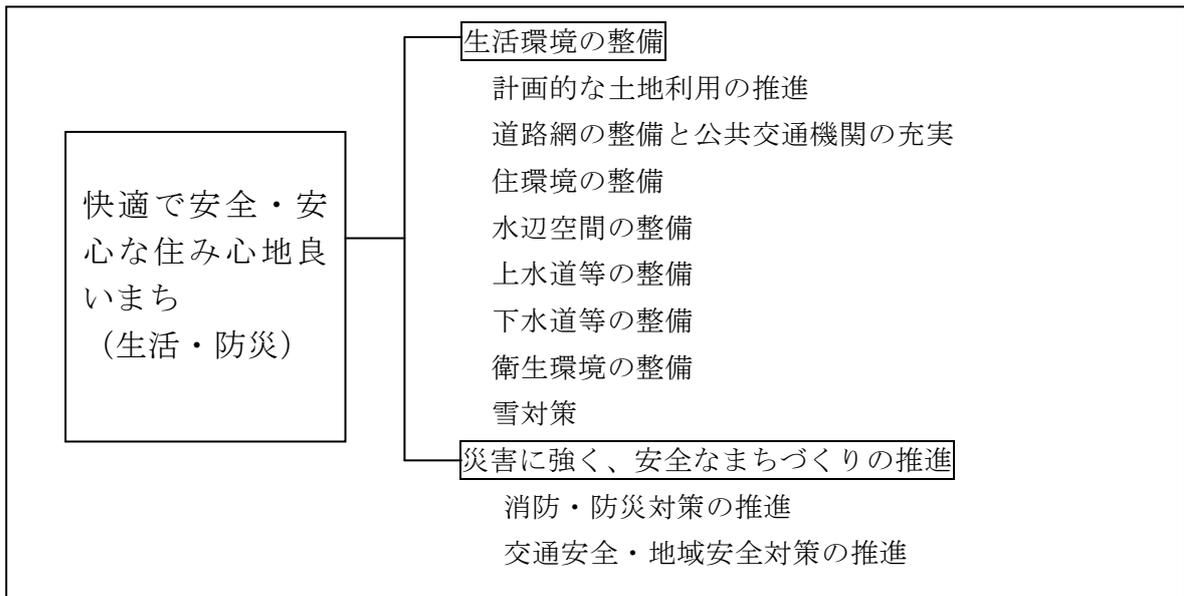
※14 次世代育成支援対策推進計画：平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度から平成26年度までの10年間で、次世代育成支援に関する取り組みを集中的・計画的にすすめるため、自治体や事業主に対し、次世代育成支援に関する行動計画の策定が義務付けられました。

## 【施策実現のための方策】

### 2. 地域で支えあう、やさしい笑顔になれる健康のまち

- 「健康あきた21」に基づいた健康づくり
- 心の健康づくり
- 健康管理システムの構築
- 各種健診体制の充実
- 予防接種の実施
- 地域医療体制の充実
- 高齢者・障害者の生活支援と自立支援の推進
- 高齢者社会活動の推進
- シルバー人材センターの充実
- バリアフリー・ノーマライゼーションの推進
- 各福祉計画の策定
- 福祉サービスの相談窓口の充実
- 独居老人等連絡体制の充実
- 福祉コミュニティの育成
- 介護保険事業計画の策定
- 施設介護・在宅介護サービスの充実
- 介護予防事業の推進
- 障害者の生活を支援するサービスの充実
- 次世代育成支援対策行動計画の策定
- 子育て相談窓口とサポートの充実
- 子育ての経済的負担軽減対策の充実
- 母子、父子家庭対策及び援護を要する児童家庭対策の充実
- 保育サービスの充実
- 学童保育の充実
- 子育て支援の啓発活動の推進
- 国民健康保険事業等の推進
- 保健施設及び健診機器等の整備
- 患者輸送バスの購入
- 医療施設の整備
- 老人福祉施設の整備
- 福祉研修バスの購入
- 保育所及び子育て支援施設の整備
- 母子生活支援施設の整備

### 3 快適で安全・安心な住み心地良いまち



#### 1. 生活環境の整備

##### ① 計画的な土地利用の推進

農業が主要産業である能代市、二ツ井町は、ともに農業振興地域<sup>※15</sup>が指定されているほか、都市計画区域<sup>※16</sup>も同様に指定されています。

新市の土地利用においては、公共の福祉を優先させながら自然環境との調和を図り、地域の資源・経済・文化などに充分配慮し、良好な住環境の確保と企業活動を両立させるため、長期展望に基づき、計画的かつ総合的な土地利用対策に努めます。

##### ② 道路網の整備と公共交通機関の充実

日常生活において車への依存度が高い現状にあり、新市においては生活密着道路の整備や渋滞対策などを進めるとともに、歩行者や自転車利用者のための安全性・快適性が確保できる歩道等の整備を進めます。

※15 農業振興地域：「農業振興地域の整備に関する法律」のなかで、農業の振興を図るべき地域として知事から指定された区域。具体的には、知事が基本方針を策定するとともに農業振興地域を指定し、これに基づき市町村が整備計画を策定します。整備計画においては、集团的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地について農用地区域を定め、当該区域内においては原則として農地転用を禁止し、農業振興のための農用地等の確保を図ります。

※16 都市計画区域：市街地の状況や社会的な条件、地形などの自然環境的な条件等を総合的に考えて、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域が、都市計画区域として指定されます。都市計画区域では、建物・土地利用規制や計画的な都市施設の整備等により、良好な都市の形成を図ります。

公共交通機関においては、通勤・通学・通院などで、JR五能線・奥羽本線を利用する市民の利便性を図るため、利用者の需要に応じた柔軟なダイヤ改正等を要望します。また、長寿社会において、重要な交通手段である既存の生活路線バスの維持や、新たな地域密着型の運行形態の取り組みを促進します。

### ③ 住環境の整備

自然環境や景観と調和し、歴史・文化に根ざしたまちなみづくりを促進するとともに、市街地、公園等の整備を進めます。

また、市民のニーズに合った公営住宅等の供給や、若者の定住促進を図るための住環境の整備に努めます。

### ④ 水辺空間の整備

新市は、日本海、米代川など豊かな水環境に恵まれていますが、時に浸水等により市民生活に影響を及ぼすこともあるため、危険区域の整備や水質の保全に努めるほか、市民にゆとりや安らぎをもたらす水辺空間を憩いの場として整備します。

### ⑤ 上水道等の整備

市民の生活を支える安全な上水を安定的に供給するため、多様な水源の確保と水質の向上に努めます。

また、上水道、簡易水道及び小規模水道の維持管理、整備を図るとともに、未普及地域の水道施設整備を推進します。

### ⑥ 下水道等の整備

海や川、湖沼などの美しい自然環境を守り、また、快適な生活ができるように、地域ごとの特性に応じた公共下水道・農業集落排水・浄化槽等の整備を進め、普及率の向上と、環境の保全を図ります。

### ⑦ 衛生環境の整備

適正かつ効率的な廃棄物収集処理のため、収集体制の充実を図るとともに、更に、ごみの資源化や減量化に対する市民の意識啓発に努めながら、分別収集の向上を図ります。

## ⑧ 雪対策

迅速で丁寧な道路の除排雪を行うため、除排雪体制の充実、通学路の確保、防雪柵や消・融雪施設等の整備、地域ぐるみ除排雪ボランティア活動の支援などの施策を推進します。

## 2. 災害に強く、安全なまちづくりの推進

### ① 消防・防災対策の推進

市民が、安全で、安心して暮らすことのできるまちづくりのために、地域防災計画を策定し、市民の生命・財産を災害から守るため、ハード・ソフトの両面から防災対策を推進します。

まず、災害時の被害の未然防止・軽減を図るため、市民の防災意識の啓発、自主防災組織の強化、新市の域を越えた広域防災への取り組み、危機管理体制の充実を図ります。同時に、消防・救急体制や災害情報システムの整備を進めます。

### ② 交通安全・地域安全対策の推進

事故や犯罪のない新市をめざして、関係機関と連携しながら、地域住民と一体になった交通安全対策や地域安全対策を推進します。

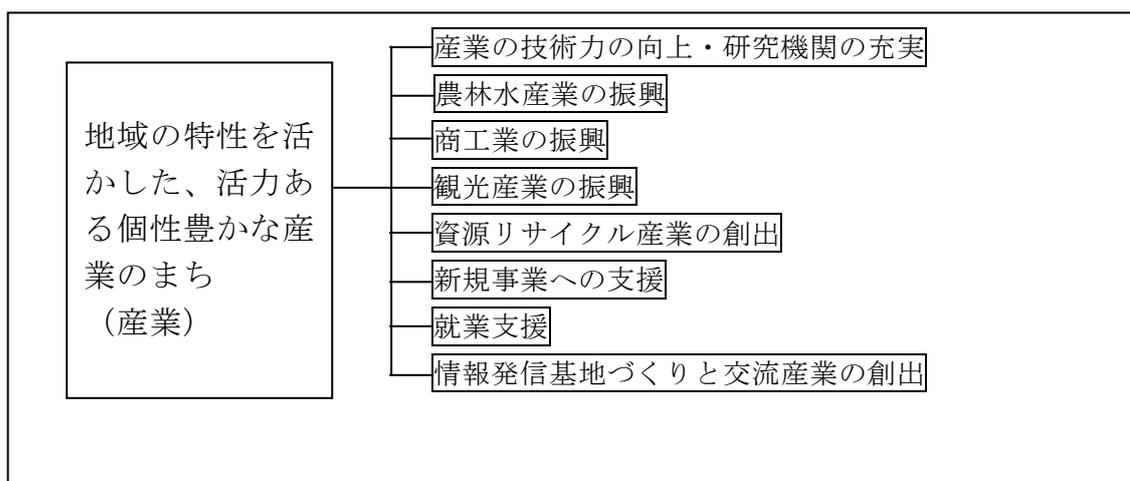
特に、最近の情報社会の進展に伴った事件や、犯罪の広域化・低年齢化などに対応するため、地域ぐるみで防犯体制の強化を図り、安全・安心のまちづくりに努めます。

## 【施策実現のための方策】

### 3. 快適で安全・安心な住み心地良いまち

- 国土利用計画の策定
- 農業振興地域整備計画の策定
- 都市計画マスタープラン等の策定
- 地籍調査の実施
- 公共交通機関の利便性の向上
- 生活路線バスの確保
- コミュニティバス等の運営
- 景観・まちづくり条例等の検討
- 住宅マスタープラン・公営住宅ストック総合活用計画の策定
- 上水道計画の策定
- 下水道計画の策定
- ごみの適正処理の推進
- 除排雪対策の推進
- 地域防災計画の策定
- 自主防災組織の育成
- 広域防災への取り組み
- 消防・救急体制の充実
- 災害対策事業の整備促進
- 生活関連物資の備蓄
- 生活道路・歩道・排水路等の整備
- 公営住宅等の整備
- 公園・緑地等の整備
- 河川・ため池等の整備
- 上水道・簡易水道の整備
- 下水道・農業集落排水の整備
- 合併浄化槽の整備
- 廃棄物処理施設の整備
- 除雪施設・機械等の整備
- 消防救急施設・機械及び防災施設の整備
- 地域消防団の充実・強化
- 災害情報システムの整備

#### 4 地域の特性を活かした、活力ある個性豊かな産業のまち



##### 1. 産業の技術力の向上・研究機関の充実

産業の活性化・高度化を進めるため、産・学・官連携による共同研究を推進し、企業等への円滑な技術移転・指導を行うとともに、産・学・官の交流・連携を支える研究者・技術者等の確保・育成を図ります。

##### 2. 農林水産業の振興

能代市、二ツ井町では、それぞれ地域の特性を活かした農林水産業が営まれています。農林水産業を主要産業とする新市においても、生産者と関係団体、行政との連携をさらに密にしながら、農林水産業の一層の振興を図ります。

循環型農業<sup>※17</sup>をめざす新市では、安全と安心、信頼を念頭に置き、地産地消<sup>※18</sup>、スローフード運動<sup>※19</sup>を促進し、消費者に身近で顔の見える取り組みに支援するとともに、生産者と流通・販売関係者等が連携し、多様化する市場ニーズに対応するため、農畜産物と加工品で一層の産地化を図り、戦略性の高い作目への取り組みを促進します。

また、安定した農業経営のために通年農業<sup>※20</sup>などの取り組みを促進します。

※17 循環型農業：安全で安心な農産物を求める消費者志向の高揚や地域・地球環境問題などを背景に、家畜排せつ物はもとより生ゴミなどの有機性資源を堆肥などへの循環利用を進め、農業を環境と調和した持続的な生産方式。

※18 地産地消：地元生産、地元消費の略。食品に対する不安と不信を解消する形で、全国的運動になっています。農作物の直売所、農家レストランなども含まれます。

※19 スローフード運動：①消えゆく恐れのある伝統的な食材や料理、質の高い食品を守ること。②質の高い素材を提供する小生産者を守ること。③子どもたちを含め、消費者全体に味の教育を進めること。これらを柱に各地に残る食の文化を守り、将来に残そうとする運動。

※20 通年農業：ハウスなどを使って、1年間計画的に農業を営む営農体系。

さらに、認定農業者<sup>※21</sup>や農業法人、受託組織、集落営農組織<sup>※22</sup>、新規就農者などへの支援・育成を行い、あわせて生産基盤の整備、農地の集積化、経営安定対策などを推進します。

林業の振興については、国、県や森林組合等と連携しながら、計画的な間伐による森林資源の整備、林道・作業道の一体的整備、林業技術の向上、人材の確保・育成などを図り、秋田スギを中心とする良質な木材の生産・供給体制の確立を促進します。

水産業の振興については、国、県や漁協等と連携し、引き続き新たな漁場の開発、確保に努めます。

### 3. 商工業の振興

商業については、福祉や環境の分野と連携するなど企業の創意工夫で、社会の変化や消費者ニーズに的確に対応する商業活動が求められております。新市では、このような取り組みを支援し、商工会議所・商工会などと連携しながら消費者の多様なニーズに対応できる魅力ある商業拠点の形成に努めます。

また、経営主体の意識向上と経営の近代化を促進しながら、商工会議所・商工会などによる経営指導や資金貸付・利子補給などの支援に努めます。

工業においては、既存企業や地場産業の経営の安定化に向けた取り組みを支援し、地域に根づく企業の誘致などに努めます。

特に、木材産業においては、木材高度加工研究所と木材関連企業とが連携・協力して行う技術の移転、新製品の開発、木製品の需要拡大、低コスト化などへの取り組みを支援し、木材産業の総合基地づくりを促進します。

※21 認定農業者：これからの農業の担い手として、農業経営基盤強化促進法により位置づけられた、自ら経営改善を図ろうとする意欲ある農業者。

※22 集落営農組織：集落をひとつの単位として構成された営農組合等を中心に、合理的な農業を展開していく組織体のこと。集落ぐるみで効率的・計画的な土地利用、機械・施設の共同利用、オペレーターの確保、農作業の分担、高収益農作物等の導入を進め、地域全体の生産の効率化と所得の向上を図ります。檜山地区で行われています。

#### 4. 観光産業の振興

新市には、風の松原やきみまち阪をはじめとして優れた自然、史跡、名勝、温泉、祭り、食材など多くの地域資源があります。これらを周辺の市町村と連携させ、より広域的に観光施設や観光ルート、体験・参加型観光のプログラムなどの整備・充実に努めます。

また、日本海沿岸東北自動車道の延伸、大館能代空港からのアクセス向上などにより、県内外の観光客が、この地域へ訪れやすい環境が整備されております。こうした環境を最大限に活用し、多くの観光客を誘致するため、観光客に的確に対応できる受入態勢の整備、接客力の向上、案内板等の整備、観光情報PR機能の強化、きめ細かい誘客宣伝活動などに努めます。

さらに、魅力ある特産品の開発や農林水産業と連携した、グリーン・ツーリズム、環境学習と結びつけた旅行の企画などを支援し、観光を通じて様々な分野の地域産業の活性化を図ります。

#### 5. 資源リサイクル産業の創出

県と連携し、県北部エコタウン計画<sup>※23</sup>を拡充・推進するとともに、資源循環型企業の立地促進やエコマテリアル<sup>※24</sup>等の活用を重点的に推進します。

また、県北部エコタウン計画の着実な進展や周辺地のリサイクル産業の振興を踏まえ、重要港湾<sup>※25</sup>である能代港を活用して、資源リサイクル産業の多様な展開を図ります。

#### 6. 新規事業への支援

今後成長すると思われる電子、情報、医療、健康福祉、環境、バイオマス関連などの産業において、新規事業やベンチャー企業<sup>※26</sup>の自立・育成を積極的に図るとともに、地元雇用や地域活性化に結びつく可能性のあるコミュニティビジネス<sup>※27</sup>などの立ち上げについても積極的に支援してまいります。

※23 エコタウン計画：ゼロエミッション構想（すべての廃棄物を他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることをめざす）を基本構想として位置づけ、地域振興の基軸とした環境調和型のまちづくり計画。

※24 エコマテリアル：悪臭や環境ホルモンの吸着による空気浄化や水の浄化など、快適な環境を作り出すために活用できる天然ゼオライト、珪藻土等の天然資源。

※25 重要港湾：国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点となる港湾、その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令により定められています。

※26 ベンチャー企業：独自性・新規性・革新性の高い技術、製品、サービス、経営システムなどをテコに新規市場の開拓を進める中小企業のこと。

※27 コミュニティビジネス：地域住民が地域を活性化したり、地域の課題を解決するために、有償で自ら取り組んでいる事業。

## 7. 就業支援

ハローワークなどと連携を強化して、若者や中高年の雇用の場の確保に努めるとともに、産業ニーズを踏まえた職業人材の育成を図るため、多様な職業能力開発を促進します。

また、高校生や大学生、Aターン<sup>※28</sup>希望者の定住促進のため、各種相談や求人情報の提供などを積極的に進めます。

## 8. 情報発信基地づくりと交流産業の創出

能代市、二ツ井町には、それぞれの地域の特性を活かした、農林水産物、伝統工芸など全国的に有名な物産が数多くあります。新市では、これらの内容の一層の充実を図りながら、全国へのPR活動に努め、ブランドの確立を図ります。

また、農林水産分野におけるIT<sup>※29</sup>の戦略的活用、団体・企業の情報化への取り組みを支援するとともに、各種講演会・イベント等の誘致・開催に積極的に取り組むなど、新市にふさわしい情報発信基地としてのまちづくりを推進し、交流産業<sup>※30</sup>の創出を図ります。

※28 Aターン：オールターン（U、I、J）のAと、秋田のAをかけたことば。

※29 IT：information technologyの略。情報技術。情報産業。

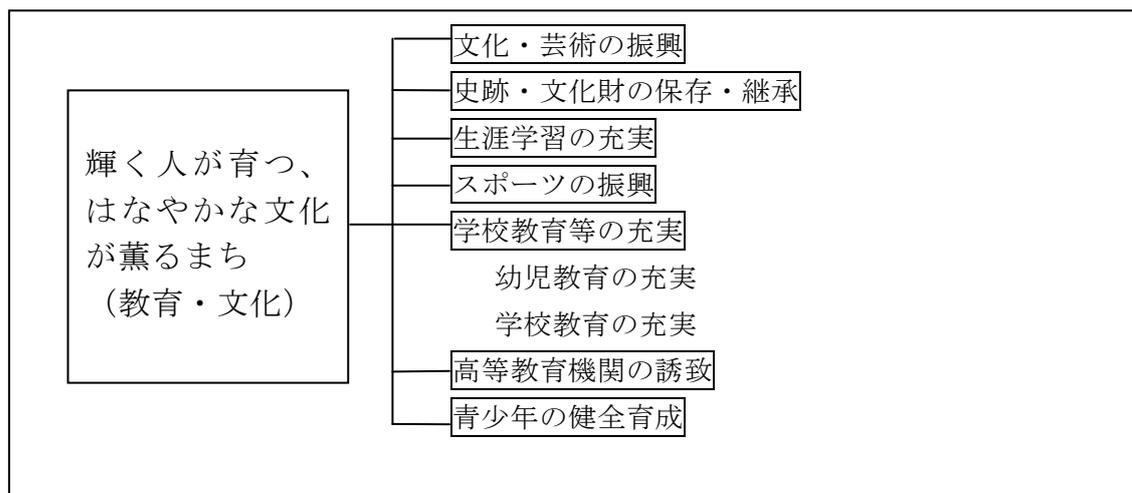
※30 交流産業：観光のみならず人・もの・情報が集まるイベントや大会、講演会等も、地域の活性化や関連産業の振興を図る産業としてとらえる考え方。

## 【施策実現のための方策】

### 4. 地域の特性を活かした、活力ある個性豊かな産業のまち

- 農業振興計画等の策定
- 安全・安心・信頼を基軸とした農畜産物の生産促進
- 地産地消・スローフード運動の促進
- 大規模野菜ランドへの取り組みと地域ブランド作物の拡充
- 県・農業団体等との連携による食糧供給基地づくりの推進
- 森林整備計画の策定
- 森林資源の整備促進
- 魅力ある商店街づくりの促進
- 商工会議所・商工会への支援と連携強化
- 中小企業融資の支援
- 既存企業・地場産業への支援
- 地域に根づく企業の誘致
- 木材加工業の新技术・新製品の開発促進
- 木材製品の需要拡大の取り組み支援
- 自然環境・史跡・温泉等地域資源の活用とネットワーク化
- 観光ルート及び受入態勢の整備と充実
- 祭り・イベント等の開催支援
- 観光情報提供の充実
- 体験型交流観光の推進
- 特産品のPRと開発促進
- 県北部エコタウン計画の推進
- 資源循環型産業の促進
- リサイクル拠点としての能代港の活用推進
- 新規事業・ベンチャー企業の起業支援
- 地域資源活用型事業の支援
- 雇用対策の強化
- 多様な職業能力開発の促進
- 若者定住のための情報提供の充実
- 交流産業の創出
- 農業生産基盤の整備（圃場、農道、用排水、ため池等）
- 農業技術施設の整備
- 林道・作業道等路網の整備
- 森林環境の保全・整備
- 漁業生産基盤の整備
- 滞在型体験交流・観光拠点施設の整備
- 情報発信基地づくりの推進

## 5 輝く人が育つ、はなやかな文化が薫るまち



### 1. 文化・芸術の振興

新市ではこの地域の貴重な文化資産、特色ある祭りや伝統行事、民俗芸能などの生活文化を次代に残すために、活動機会の充実、記録作成と啓発活動、後継者育成などの継承・維持活動を支援します。

また、市民が様々な芸術文化に親しみ、常に生きがいのある人生を送れるような環境づくりを進めます。

### 2. 史跡・文化財の保存・継承

市民共通の財産である史跡や文化財を保存・継承するため、指定・選定・登録・記録などを進めるほか、市民がこれらに触れられる機会の充実を図ります。

### 3. 生涯学習の充実

長寿社会を背景に、自由時間を活用し、心の豊かさや生きがいを求めている人が増えております。このため、いつでも、どこでも、だれでも文化やスポーツ、芸術などに参加し、楽しく学べるよう、学習環境の整備を進め、市民のニーズにあった学習機会を提供し、その成果を社会に還元できるボランティアバンク<sup>※31</sup>等への登録の取り組みを推進します。

※31 ボランティアバンク：学習者が実践的な体験学習を通して、その成果を社会へ還元しているようボランティアとして登録する制度。生涯学習ボランティア、語学ボランティアなど。

#### 4. スポーツの振興

多くの市民が様々な機会にスポーツと接し、心身の健康づくり、体力づくり、仲間づくりとして楽しめるような「バスケのまちづくり」などの環境づくりを引き続き推進します。

また、平成19年に開催される秋田わか杉国体への積極的な取り組みや、総合型地域スポーツクラブ<sup>※32</sup>等の設置を進め、スポーツ人口の裾野を広げるとともに、各競技の選手・指導者の育成・強化を図ります。

#### 5. 学校教育等の充実

##### ① 幼児教育の充実

幼児期の教育は、人間形成の基礎が培われると同時に、小・中学校教育へのステップとしても大事な役割を担っています。このため、幼稚園と保育所との連携を強化しながら、幼児・保護者等を対象とした就学前教育の充実を図ります。

##### ② 学校教育の充実

急激に変化し、多様化する社会に対応できる「生きる力」を身に付けさせるため、それぞれの児童生徒に応じた学習指導やふるさと教育<sup>※33</sup>、環境・福祉教育、国際化や情報化など時代の要請に応じた多様な教育と教育水準の向上に取り組み、心豊かで個性と創造力豊かな児童生徒を育成するとともに、将来を見据えた教育環境・施設等の整備に努めます。

また、障害のある幼児児童生徒と保護者の多様なニーズに対応するため、学校や関係機関と連携を図り、総合的な視点から障害児教育の充実に努めます。

※32 総合型地域スポーツクラブ：地域住民が主体となって運営するスポーツクラブで、複数の種目と技術レベルの多様性があり、多世代（ジュニアと成人、青年と中・高年齢者など）が活動基盤を共にしているクラブ。国のスポーツ振興基本計画では平成22年まで全国の各市町村に1つ以上育成する目標が掲げられています。

※33 ふるさと教育：児童生徒が郷土の自然や人々、社会、文化、産業等とふれあう機会を充実させ、そこで得た感動体験を重視することによって、ふるさとのよさの発見、ふるさとへの愛着心の醸成、ふるさとに生きる意欲の喚起をめざす教育。

## 6. 高等教育機関の誘致

若者が地元に着し、地域の産業や文化に貢献できるような大学及び研究・学術機関等の誘致促進に努めます。

## 7. 青少年の健全育成

社会環境の変化に伴って、青少年を取り巻く環境も多様化してきていることから、家庭の教育力を高めるとともに家庭・学校・地域社会が連携を図り、健全な青少年の育成活動を支援し、社会参加の気運を醸成するとともに、地域の歴史や文化に触れる機会を提供し、地域への誇りを育みます。

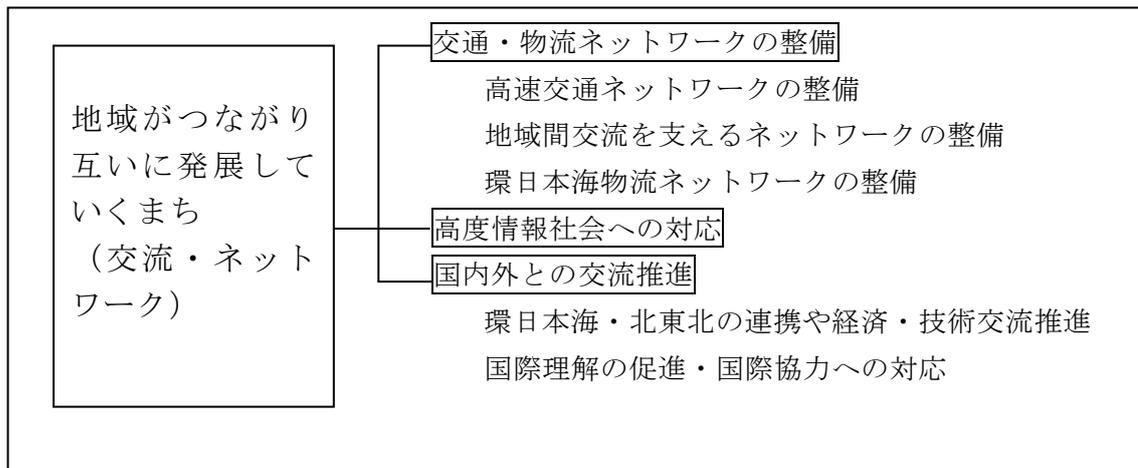
また、青少年の国際交流や地域活動、各種ボランティア活動の参加を支援し、青少年の仲間づくりや社会参加活動を促進します。

## 【施策実現のための方策】

### 5. 輝く人が育つ、はなやかな文化が薫るまち

- 伝統・文化の継承
- 文化芸術振興の支援
- 文化財の調査と保護・保存
- 遺跡・埋蔵発掘調査の実施
- 市史編さんの実施
- 史跡等を活用した地域づくりへの支援
- 生涯学習推進計画の策定
- 生涯学習の推進・普及
- 生涯学習施設機能の充実
- 生涯学習指導者・ボランティアの養成
- 生涯スポーツの推進・普及と各種指導員の充実
- 総合型地域スポーツクラブの設立支援
- 各種スポーツ大会の開催
- 秋田わか杉国体への取り組み
- 学校・地域・家庭の連携強化と家庭教育の充実
- 幼児教育の充実・促進
- 「生きる力を育む」学校教育の推進
- 環境教育・福祉教育・国際理解教育・情報教育の推進
- 特色ある教育活動の推進
- 「心の教室」の充実
- 奨学金貸付の実施
- 障害児教育等の充実
- 学校の統廃合の検討
- 大学及び研究・学術機関等の誘致
- 青少年健全育成の取り組み支援
- 青少年の社会参加活動の促進
- 社会教育振興中期計画の策定
- 史跡・文化財及び保存施設等の整備
- 生涯学習施設等の整備
- スポーツ施設の整備
- 幼保一体化施設の整備
- 学校校舎・体育施設等の整備
- 学校給食共同調理場の整備

## 6 地域がつながり互いに発展していくまち



### 1. 交通・物流ネットワークの整備

#### ① 高速交通ネットワークの整備

経済のグローバル化に対応し、国内外との活発な交流を図るために、高速道路、空港、鉄道などの高速交通ネットワークの整備に努め、アクセス機能の強化を図ります。

また、能代港と大館能代空港間のアクセスの利便性向上と、交流・物流の拡大を図るため、日本海沿岸東北自動車道の整備促進を図ります。

#### ② 地域間交流を支えるネットワークの整備

県北の交通・物流拠点をめざして、県内外との様々な交流・物流を推進するため、地域間ネットワークの一層の整備が必要であり、国道・県道及び基幹的な農道等の幹線道路の整備を促進します。

#### ③ 環日本海物流ネットワークの整備

環日本海の物流拠点をめざして能代港の機能強化を図ります。

## 2. 高度情報社会への対応

情報社会に対応して、新市内の情報の地域格差を生じさせないために高速・超高速インターネット<sup>※34</sup>が利用できるイントラネット<sup>※35</sup>環境の整備を一層促進します。

また、市民がITを自在に活用できるようインターネット体験環境の整備や、IT講座などの充実に努めるとともに、教育の場における情報通信ネットワークを整備して、児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。

さらに、新市の一体性を醸成し、市民の暮らしを豊かにするための情報内容の充実と、インターネットを活用した行政サービスの拡充を図ります。

## 3. 国内外との交流推進

### ① 環日本海・北東北の連携や経済・技術交流推進

秋田県環日本海交流拠点構想<sup>※36</sup>に基づき、重要港湾である能代港を核として、環日本海地域をはじめとした諸外国及び国内の経済交流と技術・学术交流の拡充を推進します。

また、県の北東北広域連携構想<sup>※37</sup>を踏まえて、目的に応じた多様な交流・連携を推進します。

### ② 国際理解の促進・国際協力への対応

グローバル<sup>※38</sup>社会に対応して、異文化交流・国際理解の促進を図るとともに、国際交流を支える人材の育成に努め、公共施設等への外国語表記を普及するなど、外国人も暮らしやすいまちづくりを推進します。

※34 高速・超高速インターネット：高速通信はADSLなどで、超高速通信は光ファイバーをさします。

※35 イン트라ネット：インターネット標準技術に基づく地域内ネットワークのこと。

※36 秋田県環日本海交流拠点構想：平成10年3月策定、秋田県を東北及び日本海側の中核的な交流拠点とする構想。対岸地域等とのポートセールス（航路誘致などの営業等）の展開、国際コンテナ定期航路の利便性の向上、フェリー航路の拡充や秋田港定期便の利活用促進など。概ね平成22年までを展望しています。

※37 北東北広域連携構想：平成11年10月策定、目標年次平成20年。青森、岩手、秋田県が、長期的視点にたって、広域的及び一体的連携を推進していく構想。

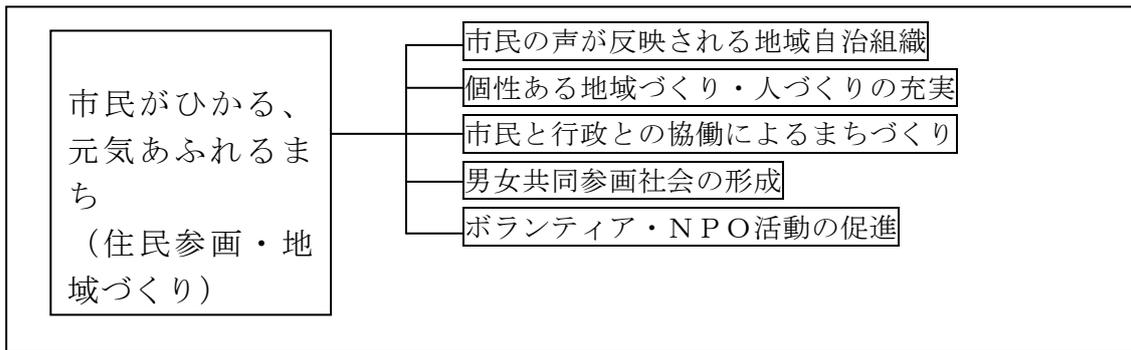
※38 グローバル：世界的な規模である様子。地球全体にかかわる様子。

## 【施策実現のための方策】

### 6. 地域がつながり互いに発展していくまち

- 高速交通ネットワークの整備促進
- 地域間を結ぶ広域的幹線道路（国道・県道等）の整備促進
- 能代港の機能強化とPRの充実
- 地域情報化計画の策定
- 高速情報通信網の整備促進
- IT活用能力向上の推進
- 国内外の経済・技術・学術等の交流の拡充
- 国際理解の促進
- 外国人も暮らしやすいまちづくりの推進
- 姉妹都市・友好都市との交流
- 能代港湾の改修と機能の整備
- 地域イントラネットの整備
- 通信施設の整備（鉄塔等）

## 7 市民がひかる、元気あふれるまち



### 1. 市民の声が反映される地域自治組織

能代市、二ツ井町の合併により行政区域が拡大しますが、地域の均衡発展のため「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、二ツ井町に地域自治区を設置します。市民の声を反映し、市民と共にまちづくりを考えながら、市民と行政の連携による協働活動の推進を図ります。

### 2. 個性ある地域づくり・人づくりの充実

地方分権の中で、地域が自立し、住民自らが地域を支えていくことが求められています。地域を魅力あるものにし、それを継承するとともに、地域づくりリーダーや団体の育成、交流ネットワークの拡充、自主的地域づくり活動などを支援します。

### 3. 市民と行政との協働によるまちづくり

これからのまちづくりは、本来の自治のあるべき姿を踏まえ、新市の将来像を共有しながら、市民、町内会・自治会、企業、ボランティア団体、NPO、行政等がそれぞれ主体となる役割や責務を果たしていくことが大切です。

そのため、市民の自治意識の醸成、市民との情報共有、市民意見を聴取・反映する機会の拡充、課題抽出・計画立案の段階から市民が参画する体制づくりなど市民主役の協働<sup>※39</sup>（パートナーシップ）型のまちづくりを進めます。

### 4. 男女共同参画社会の形成

男女の性別にかかわらず、対等な立場でお互いを認め合い、協力しながら家庭・地域・職場などあらゆる分野において個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を形成するために、男女の固定的役割分担意識を是正するための啓発や、政策・方針決定過程への女性の参画など、新市において策定する「男女共同参画推進計画」に基づき、総合的に推進します。

※39 協働：同じ目的のために、協力して働くこと。

## 5. ボランティア・NPO活動の促進

市民自ら地域課題に取り組み、実践していく市民社会の実現をめざすためには、ボランティア意識の高揚やNPOとの連携が必要となります。

そのため、ボランティア・NPOの活性化に向けて、市民の社会貢献活動への参加気運の醸成を図るとともに、活動を担う人材の育成や情報のネットワーク化などの環境の整備を図ります。

### 【施策実現のための方策】

#### 7. 市民がひかる、元気あふれるまち

- 地域自治組織の体制づくりと運営の支援
- 地域づくりリーダーや団体の育成・支援
- 地域の各種団体（組織）の活動支援
- 広報広聴活動の充実
- 協働のまちづくり推進
- 新市総合計画の策定
- 過疎地域自立促進計画の策定
- 男女共同参画推進計画の策定と事業推進
- 市民の社会活動参加の啓発推進
- ボランティア・NPOの拠点づくりと活動の支援
- 協働及び地域づくり活動施設の整備

## 2 行財政の効率化と地方分権への体制づくり

新しいまちを創り上げていくために、様々な事業の実施を推進していきませんが、この地域が持続して効率的な行財政運営を行っていくために次のことに取り組みます。

### (1) 行政運営の効率化と行政改革の推進

効率的な行政運営のために、新市の政策立案などの能力向上を図り、施策・事業の目的・効果・コスト等の総合的評価・見直しを行います。

見直しには、市民・企業・NPO等の民間活力やノウハウを活用し、指定管理者制度<sup>※40</sup>による施設管理委託の導入と合わせて、効率的な施策・事業の実施・管理・運営を図ります。

また、事務手続きの簡素化・迅速化のため、インターネットを利用した情報公開や申請など電子自治体システムの構築を検討します。

### (2) 健全で計画的な財政運営

コスト削減などによる歳出の抑制、滞納整理などによる確実な税収の確保などのほか、事務的経費の削減や事務の合理化を図って財政状況をより健全な状態にします。

また、行財政改革の推進や予算の重点配分などにより、計画的かつ効果的・効率的に施策や事業を実施します。

さらに、行政サービスにかかる費用については、公益性・必要性を考慮しながら検討をすすめ、適正な受益者負担を課すなど、財政への負担の軽減を図ります。

### (3) 地方分権へ対応できる行政基盤の強化

平成12年4月に地方分権推進一括法が施行されて以来、地方公共団体は自己責任・自己決定・自己負担の原則のもと、地域の特性や課題、住民の期待等に応えた、個性的で効果の高い事業展開のために、政策立案能力と政策を実施していく行政体制が必要となります。

新市では、地方分権時代に対応していくため、政策立案能力や専門知識を有する人材の確保及び育成や行政体制を整備して、行政基盤の強化を図っていきます。

※40 指定管理者制度：「公の施設」の管理の代行を「法人その他の団体」に行わせようとするものであり、その対象は民間事業者が広く含まれるとともに、法人格は必ずしも必要ない（個人は不可）

## 【施策実現のための方策】

### 行財政の効率化と地方分権への体制づくり

- 行財政改革大綱の作成・実施
- 行政評価システムの構築
- 電子自治体への取り組み
- 地方分権への対応と推進
- 政策立案能力・専門知識を有する職員の育成と職員の資質の向上
- 戸籍電算システムの整備
- 庁舎の整備

## 第5章 新市における秋田県事業の推進

秋田県では、市町村合併支援プラン（平成15年9月最終改訂）において、合併後のまちづくりが着実に進むよう、県事業の推進や財政支援等を実施することとしています。

新市において、秋田県が主体的に行う事業は次のとおりです。

主要施策	事業名	地区名等
快適で安全・安心な住み心地良いまち	統合河川整備事業 海岸浸食対策事業 通常砂防事業	竹生川 浅内海岸 上樋ノ口沢川 釜ノ岱沢 仁鮎沢川
地域の特性を活かした、活力ある個性豊かな産業のまち	担い手育成基盤整備事業  担い手育成基盤整備事業（高度利用型） ため池等整備事業 松くい虫防除対策事業 森林居住環境整備事業 高能率生産団地路網整備事業 海岸防災林造成事業 広域漁場整備事業	種地区、富根地区、 苅橋堰地区、桧山第二地区、大台野地区、母体地区 太田面地区 小友沼、旭沢 砂山地区ほか 米代線 荷上場種梅内 砂山 県北部
地域がつながり互いに発展していくまち	国道道路改築事業 国道特殊改良一種事業 重要港湾改修事業	国道101号 国道101号 能代港

## 第6章 公共的施設の適正配置と整備

新市の公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な影響を及ぼさないように十分な配慮をするとともに、新市の一体性や地域性のほか、財政事情、受益者負担も考慮し整備します。

新たな公共的施設については、事業の効果や効率性及び維持管理等を十分に考慮し整備します。

既存施設については、厳しい財政事情を踏まえ、有効に活用します。旧市町の庁舎については、地域における行政サービスの拠点として、今後も地域課題への迅速かつ的確な対応ができるよう、ネットワーク整備等の機能強化を図りながら、適切な住民サービスの提供が可能となるよう効率的な活用に努めます。

学校、保育所等については、将来人口や地域特性を考慮して、今後のあり方を検討します。

公共的施設の管理運営については、指定管理者制度による民間委託等を活用し、経費の節減を図るよう努めます。

## 第7章 財政計画

財政計画は、合併後の財政運営の指針として、過去の実績によるこれまでの推移や現況及び今後の人口推移等を勘案して、合併後15年間について普通会計ベースで作成したものです。

計画の作成にあたっては、行財政改革の視点に立ち、限られた財源の効率的な活用を図り、将来にわたり新市の財政が健全に保たれるよう現行の制度を踏まえ、合併に伴う経費削減、国・県からの財政支援措置などの要因を加味しています。

平成18年度から平成25年度までの数値はそれぞれの年度の決算額で、平成26年度から平成32年度までは計画変更時点における見込額です。

主な内容は次のとおりです。

### 1 歳入

#### (1) 地方税

地方税については、過去の実績を参考に、今後の経済情勢や人口推移を勘案しながら算定しています。

#### (2) 地方交付税

地方交付税については、現行制度に基づき、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定しています。また、合併特例債等の償還に係る交付税措置分を見込んでいます。

#### (3) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績により算定しています。

#### (4) 使用料及び手数料

使用料及び手数料については、現行の料金体系とし、過去の実績により算定しています。

#### (5) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、過去の実績や補助事業に係る補助基準等を踏まえて算定しています。

#### (6) 地方債

地方債については、新市建設計画に基づく諸事業に伴う合併特例債及び通常債を見込み、併せて現行制度に基づく臨時財政対策債等を見込んでいます。

## 2 歳出

### (1) 人件費

人件費については、第2次定員適正化計画に基づき、一般職員の退職者補充抑制による削減分を見込んでいます。

### (2) 扶助費

扶助費については、これまでの実績を踏まえ算定しています。

### (3) 公債費

公債費については、25年度までの既発行地方債償還予定額に、26年度以降の発行予定額の償還見込額を加算して算定しています。

### (4) 物件費

物件費については、これまでの実績を踏まえ算定しています。

### (5) 補助費等

補助費等については、これまでの実績を踏まえ算定しています。

### (6) 繰出金

繰出金については、これまでの実績を踏まえるとともに、現行制度を基本とした各特別会計の収支状況を勘案して算定しています。

### (7) 積立金

積立金については、財政調整基金等の積立金を見込んでいます。

### (8) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画に基づく事業費及びその他の一般的な事業を見込んでいます。

### 3 歳入歳出の推移 (平成25年度分まで実績値。26年度以降は見込み)

#### 歳 入

単位:百万円

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	初年	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
地方税	6,333	6,780	6,633	6,219	6,277	6,174	6,020	6,076	5,908	5,989	5,710	5,611	5,515	5,307	5,226
地方譲与税	751	350	340	321	314	304	286	273	263	263	263	263	263	263	263
利子割交付金	18	22	23	20	17	14	13	12	13	13	13	13	13	13	13
配当割交付金	11	15	4	4	5	5	5	13	15	15	15	15	15	15	15
株式等譲渡所得割交付金	7	7	1	1	1	1	1	15	14	14	14	14	14	14	14
地方消費税交付金	614	602	559	582	581	572	567	563	653	653	653	653	653	653	653
ゴルフ場利用税交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車取得税交付金	105	93	84	61	55	44	65	52	25	25	25	25	25	25	25
地方特例交付金	135	41	66	64	79	65	18	18	16	16	16	16	16	16	16
地方交付税	7,953	7,675	7,928	8,385	8,977	9,247	9,269	8,967	8,888	8,870	8,671	8,444	8,591	8,764	8,697
交通安全対策特別交付金	14	13	12	13	13	12	11	10	9	9	9	9	9	9	9
分担金及び負担金	98	102	95	110	121	120	129	126	114	114	114	114	114	114	114
使用料及び手数料	524	503	513	477	424	421	423	440	420	420	420	420	420	420	420
国庫支出金	2,171	2,460	3,236	5,090	3,271	4,706	3,313	3,830	4,096	3,896	3,697	3,697	3,697	3,697	3,697
県支出金	1,225	1,407	1,412	1,607	2,134	2,746	1,815	1,764	1,975	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857
財産収入	32	40	120	47	81	51	43	48	22	22	22	22	22	22	22
寄附金	8	13	6	14	27	6	7	4	1	1	1	1	1	1	1
繰入金	388	629	809	109	77	140	112	166	450	716	563	783	942	908	880
繰越金	356	448	399	1,286	595	590	566	668	492	0	0	0	0	0	0
諸収入	566	562	590	601	587	620	640	611	553	553	553	553	553	553	553
地方債	2,257	2,663	2,042	3,452	2,956	4,052	2,242	2,469	3,770	5,413	4,648	3,109	2,995	2,981	2,967
計	23,566	24,425	24,872	28,463	26,592	29,890	25,545	26,125	27,697	28,859	27,264	25,619	25,715	25,632	25,442

#### 歳 出

単位:百万円

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	初年	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	
義務的経費	人件費	5,057	4,996	4,727	4,489	4,403	4,338	4,148	3,702	3,768	3,541	3,408	3,366	3,342	3,299	3,275
	扶助費	3,564	3,772	3,830	4,023	4,800	5,144	5,080	5,039	5,240	5,240	5,240	5,240	5,240	5,240	5,240
	公債費	3,102	3,201	3,057	2,862	2,776	2,763	2,718	2,791	2,753	2,828	2,927	3,147	3,507	3,649	3,649
物件費	2,367	2,462	2,421	2,967	2,798	3,219	3,054	2,834	3,321	3,282	3,184	3,088	2,995	2,905	2,818	
維持補修費	133	119	116	121	114	144	556	408	808	808	784	760	737	715	694	
補助費等	3,208	3,233	3,190	4,007	2,944	3,054	3,493	3,519	4,262	3,961	3,842	3,727	3,615	3,507	3,402	
繰出金	2,577	2,598	2,678	2,743	2,955	3,165	2,556	2,484	2,690	2,690	2,690	2,725	2,818	2,912	3,014	
投資・出資金・貸付金	740	780	440	467	471	437	505	506	512	512	512	512	512	512	512	
積立金	684	754	1,340	665	1,811	1,166	702	1,313	326	31	31	31	31	31	31	
投資的経費	普通建設事業費	1,599	2,071	1,715	5,441	2,865	5,785	1,947	2,917	3,949	5,864	4,544	2,921	2,816	2,760	2,705
	災害復旧費	87	40	73	84	65	109	118	78	68	102	102	102	102	102	102
計	23,118	24,026	23,587	27,869	26,002	29,324	24,877	25,591	27,697	28,859	27,264	25,619	25,715	25,632	25,442	